

行政常任委員会

令和2年12月18日（金）

午前9時58分開 会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

水産農林の付託議案の説明を求めます。

○芝山水産農林課長 おはようございます。水産農林課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、水産農林課に係る予算を説明させていただきます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

補正予算書14ページ、15ページでございます。通知をいたします。

17款寄附金、1項寄附金、3目農林水産業費寄附金、補正前の額ゼロ円に対し2,230万円を増額補正するもので、補正後の額は2,230万円でございます。

これは林業振興事業寄附金としての尾鷲みどりの協会からの寄附金でございます。続きまして、歳出に移らせていただきます。

補正予算書、42ページ、43ページでございます。

まず、人件費につきましては総務課にて一括説明がなされておりますので割愛をさせていただきます。

5款農林水産業費、4項水産業費、2目水産振興費、補正前の額1,519万2,000円に対し47万7,000円の増額補正で、補正後の額は1,566万9,000円でございます。

内訳は水産振興負担金として例年この時期に実績に応じた負担金の請求があるものですが、浮魚礁利用調整協議会負担金4,000円の増と漁業共済事業負担金47万3,000円の増でございます。

これは浮魚礁を利用する尾鷲市在籍の漁船が1隻増加したことによる負担金4,000円の増額と共済契約の増加に伴う漁業共済事業負担金47万3,000円の増額でございます。

続きまして、補正予算書、58ページ、59ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年発生農林水産業施

設災害復旧費でございます。

補正前の額 200 万円に対し 60 万円の増額補正で、補正後の額は 260 万円でございます。

これはさきの台風 14 号によって崩落した林道の復旧に係るもので、詳細は別紙資料にて基盤整備係内山係長から御説明をさせていただきます。

資料のほうを通知させていただきます。

○内山水産農林課係長　それでは、資料の 1 ページを御覧ください。

10 月 9 日から 10 日にかけての台風 14 号により尾鷲市水産農林課管理の林道施設において被災しましたこれらについて対応を行うため、資料のとおり復旧を図りたいと考えております。

資料は林道の位置図と現場状況の写真となっております。

林道矢ノ川支線については路肩の崩落と舗装の陥没によって通行できない状況であり、当該林道の機能回復を行うための路肩と舗装の復旧費として 170 万円で復旧を行うものであります。

施工延長は 16 メートルで、石積工 21.1 平米とアスファルト舗装工 33.3 平米となっております。

そのほか、林道 3 路線について各 30 万円ずつ 90 万円で崩落土の撤去を行うものであります。

当初予算 200 万円に 60 万円を補正計上し合わせて 260 万円とするものであります。

資料の説明は以上となります。

○芝山水産農林課長　続きまして、債務負担行為の御説明をさせていただきます。

補正予算書、6 ページにお戻りください。通知をさせていただきます。

6 ページの一番下の欄でございます。

尾鷲市林業研修センター浄化槽保守点検・清掃業務委託に係る債務負担行為として、限度額を 20 万 4,000 円とし令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間で設定するものでございます。

以上で議案第 71 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算の議決についてのうち、議案に関する当課の説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願いいたします。

○南委員長　説明は以上でございます。御質疑のある方、御発言願います。

○楠委員　補正のほうの関係で今林道整備もこれ、早急にやんなきゃいけないと

思うんですけど、1から4まであっておのあの金額が違うのと場所が違うんですけど、これ、一括発注なのか、それとも30万以下の修繕工事みたいな形になるのか、その辺の確認をします。

○内山水産農林課係長 矢ノ川支線のほうとこれ、4か所を全部分割しての発注になります。

○楠委員 そうすると2番から2、3、4の内容を見るとこの土砂の撤去そのものが金額が同じで、ただ、作業する延長の線が違うんだけど、この辺の考え方ってどういうふうに整理されていますか。

○内山水産農林課係長 延長とか違うんですけども、取る量によって金額も変わってきますので、延長の増減に関わらずちょっと取る量を示していないものですからあれですけども、それで金額の増減はちょっと、金額に出てくると思います。

○楠委員 距離に関係ないとなればその土石流の容量そのものはこれ、概算の積算の中で3か所とも同じ30万ということによろしいんですか。

○内山水産農林課係長 各路線で30万程度でいいです。予算で。

○楠委員 そうすると工事になるのか、そのまま30万以下であれば修繕とか何か、いろんな契約方法あると思うんですけど、その辺はどういう考え方なのか。

○内山水産農林課係長 この下の3本については修繕で考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○濱中委員 今の関連ですけども、これ、30万ずつなんですけども、これ入札されますか、それとも随契ですか。

○内山水産農林課係長 修繕になりますので、基本的には随契ということになると思うんですけど。

○濱中委員 これ、三つ合わせれば入札できるのかなという気がするんですけども、そこの細かい数字であれなんですけども。

○芝山水産農林課長 すみません、ちょっと路線が違ってしまして、また、経費とか、それこれのメリット分が少ないものですから、すみませんが修繕のほうでやらせていただきたいと思います。

○野田委員 関連する質問ですけど簡単な形、この林道矢ノ川支線というところで、この分1か所のところで四つの工事ということになるんですか。

ちょっとそこら辺、ちょっと分からんだもんで。

○内山水産農林課係長 すみません、資料のほうに1、2、3、4で路線名、ちょっと示させていただいておって、場所はそれぞれ違うところになりまして、矢ノ

川支線はちょっと2枚写真上げさせてもらっておるんですけど、これは矢ノ川支線で1か所という考え方です。

○野田委員 僕はこの林道矢ノ川支線の中でずーって上のほうがあるのかなと、このプレカットのところからずーって行ってなっているのかなと思ったもので、これ、下見たら川原木屋線とか、八幡線とか、栃川原と分かるんやけれども、一緒の線じゃなくて別になるわけ。

○芝山水産農林課長 今市の管理の林道が全部で市内に30路線ございます。

それぞれ、この全域に林道網が張り巡らされているんですけども、そのうちの4路線ということで、全部別の場所でございます。

○野田委員 また一度、見に行かせていただきますわ。よろしくお願いします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、課長、ちょっと1点だけ、みどりの基金のことで2,230万、今回も御寄附いただいたんですけども、あとは残金的にどれぐらい残っておって、何年までいただけるんかというのだけ説明を求めます。

○芝山水産農林課長 みどりの協会からの寄附金でございますけれども、平成24年度からいただいております。

一応予定では当時は平成50年、今令和で言いますと令和20年までいただけるということで、金額のほうは今年から2,230万円、ずっとずっと令和20年までいただける予定でございます。

○南委員長 残金的にはあとトータルで。

○芝山水産農林課長 すみません。当初基金が7億2,000万円ということで、平成24年から本年度まで2億6,470万円、今までの全部合計をしますといただいておりますので、残り残金のほうが4億少しというような状態だと思います。

○南委員長 分かりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、議案審査を終了して、その他の報告1件お願いいたします。

○芝山水産農林課長 口頭で申し訳ございません、1件だけ報告をさせていただきます。

今年度当課におきまして、天満地区の甘夏ミカン栽培の活性化につなげるための地域おこし協力隊の予算を計上させていただいておりましたが、このたびお越しい

ただ、隊員の方が内定をいたしました。

着任日は1月1日としておりますので、まず、ちょっと口頭で御報告だけさせていただきます。

大阪府堺市在住の方で49歳の男性の方でございます。まだ現在企業のほうにお勤めで、まだ会社のほうに年内籍があるということで改めて正式にこちらのほうにお越しになって、着任したらまた、タブレット等で御報告をさせていただきたいと思いますが、まずは着任日は1月1日からなんです、ちょっとこういうコロナ禍の状況もありまして、2週間程度対人的な活動はやめていただいて、体調とかの記録を取っていただいて確認をした後、2週間後、1月中旬ぐらいから辞令交付を含めまして活動のほうさせていただきたいというふうに思っております。

現時点での着任はお一人でまずはお越しになるんですけれども、新年度、新学期になりましたら奥様と小学生のお子様も一緒に移住していただくということで、家族で移住していただく予定となっておりますので、また、改めまして御報告をさせていただきます。

以上です。

○南委員長　ただいまの報告について、特にございせんか。

家族で来てくれるということは大変うれしいことやもんで。

○野田委員　本当にこれ、ええことやと思っております。ありがとうございます。

それとこの方と天満の7業者、農業法人の組合あると思うんです。そこの当たり前のことやけど面接とか、そういう話はされたんですか。

○芝山水産農林課長　既に一昨年から開拓農協の皆様といろいろ受入れの調整もしていただきまして、当然天満地区の皆さんも歓迎してお待ちしているというような状態です。

○野田委員　ありがとうございます。

○南委員長　これで水産農林の審査を終わります。ありがとうございます。

続いて、商工観光のほうの審査に入ります。

それでは、商工観光課所管の議案第71号の説明を求めたいと思います。

○森本商工観光課長　商工観光課です。よろしくお願いたします。

議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、商工観光課に係る分を御説明させていただきます。

補正予算書の42ページ、43ページのほうを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、補正前の額6,121万3,000円、補

正額75万円の減額で、補正後の額6,046万3,000円とするものでございます。

次のページを御覧ください。

観光振興事業、18節負担金補助及び交付金、東紀州地域振興公社負担金（観光DMO事業分）50万円の減額については、公社におきまして事業変更いたしました地方創生推進交付金申請の交付決定に伴う減額でございます。

補助金、尾鷲市来県延期宿泊予約延期協力金25万円の減額は、申請者予定件数を補正予算計上時におきまして65件としておりましたが、該当する三重県の支給決定事業者が64件と確定いたしましたので1件分の減額でございます。

続きまして、第2条債務負担行為補正追加について御説明申し上げます。

補正予算書、説明書の7ページのほうを御覧ください。

六つの事項をまとめて御説明させていただきます。

7ページ、最上段のほうを御覧ください。

尾鷲市海洋深層水総合交流施設、名称アクアステーションであります。その分水施設浄化槽保守点検・清掃業務委託について期間を令和3年度から5年度まで、限度額を67万8,000円、次の欄の尾鷲市海洋深層水総合交流施設分水施設電気保安管理業務委託について期間を令和3年度から5年度まで、限度額を75万円、次の段の尾鷲市海洋深層水総合交流施設、分水施設警備業務委託について期間を令和3年度から5年度まで、限度額を79万2,000円、次の段の尾鷲市海洋深層水総合交流施設、分水施設機器保守点検業務委託につきまして期間を令和3年度、限度額を462万円とするものでございます。

これら4事項の古江のアクアステーションの管理につきましては、平成31年4月から一部業務委託に切り替えて行っております。

続きまして、次の段の公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務委託につきましては、商工観光課で管理する観光トイレのうち、尾鷲駅前トイレなど11か所の清掃業務委託について期間を令和3年度から5年度まで、限度額を967万5,000円とするものでございます。

次の欄の公衆便所清掃業務委託につきましては、商工観光で管理する観光トイレのうちの尾鷲駅前トイレなど4か所のトイレの清掃に係る業務委託について期間を令和3年度、限度額を63万8,000円とするものでございます。

資料のほう通知させていただきます。

○南委員長　　お願いします。

○森本商工観光課長 御説明申し上げました公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務委託967万5,000円の対象とします11か所及び公衆便所清掃業務委託63万8,000円の4か所の対象施設を一覧にまとめさせていただいたものでございます。

以上が商工観光に係る補正予算の説明でございます。御審議のほどよろしく願います。

○南委員長 御質疑のある方。

○濱中委員 今の資料なんですけれども、清掃業務のほうはそれぞれ頻度、回数、教えていただけますか。

○世古商工観光課係長 駅前トイレ、それから、ビジタートイレ、馬越公園、それぞれ違うんですけれども、駅前トイレと駅前ビジタートイレに関しましては、4月から9月の年の前半に関しましては週4回程度、ごめんなさい、月……。八鬼山とか馬越公園とかというところに関しましては……。ごめんなさい、訂正します。

駅前トイレ、ビジタートイレに関しましては、4月から8月にかけては週4回から5回、9月から3月にかけては週2回程度を基本に清掃させていただいております。それ以外のところに関しましては、毎月5回から10回程度の清掃になっております。

以上です。

○濱中委員 そうしますとこの清掃に関してこの4か所なんですけれども、ほかのこの浄化槽を管理しておるところのその他のところのトイレは、清掃はどういうふうになっていますか。

○世古商工観光課係長 ここに掲載のないトイレに関しましては、例えば名柄の一里塚でありますとか、そういったところは地区の観光協会とか、自治会のほうに委託させていただいて管理させていただいております。

○南委員長 よろしいですか。

○楠委員 まず、1点目、今の説明の中で週に4回とか2回、月に5回から10回という、からが入っているんですけど、これ、積み上げたときにこの債務負担限度額になる根拠がちょっと乏しいよなという気がするのと、2点目は駅前トイレは結構いろんな方が使われるので、清掃する方もすごい大変だなと思うんですけど、男性トイレのほうの機器の壊れとか、そういうものは今後計画の中で補修していくとかあるいは取り替えるとかという計画があるのかなのか、その2点をお願いします。

○森本商工観光課長 現場確認を行いまして随時壊れているものの補修という部分はさせていただいているところがございます。小修繕という形ですかね。そういった形はさせていただいているところがございます。

ただ、大規模な改修というような計画のところは、今の現在ちょっと持ち合わせていないところがございます。

○世古商工観光課係長 先ほどの限度額の根拠のところでございますけれども、4回から5回というふうに申し上げましたけれども、算出に関しましてはマックスの5回で計算させていただいて、回数ごとの積み上げで計算させていただいております。

○楠委員 積み上げでやるとその債務負担の限度の中で個別に契約が出る可能性はあると思うんだけど、このオーバーした分はどこに予算があるんですか。

○世古商工観光課係長 まとめて契約させていただいておりますので、個別でということではないですね。

○楠委員 個別とか、まとめてとかいいんですよ。

だから、どの場所が何回とかやっていて、オーバーした分がこの中に入っているんだけど、じゃ、オーバーしなかった場合でもその限度額の中で支払いしているのか、いわゆる契約上回数なのか、何なのかというところを明確にしないと、何か井の中に入っているお金を好きに使ってというような計算のような考え方、聞こえるんだけど、それじゃおかしいですかね。

どこどこは何か所、どこどこは何か所、オーバーした分についてはこれだけの費用で追加をやりますからとなると、その債務負担の限度という設ける中では成立しないですよ。

まずは1回決めておいて、新しい予算書に出てくるときに必ず明確な数字を載せると。今は概算でいいんですよ、債務負担だから。だけど、回数を決めておかないとこの数字って出せないですよ。

○森本商工観光課長 清掃業務に関しては、業者さんの見積りの中でそれぞれの箇所の回数という形で1回幾らという形の回数で計上をいたしまして、積算させていただいているところがございます。

ですので、駅前トイレですと4回とか、駅前ビジターセンタートイレでは4回とかいう形で計上のほうはさせていただいて、積み上げさせていただいているところがございます。

○楠委員 大体概要は分かるんですよ。だけど、債務負担行為を決めるに当たっ

て、今言ったように4回、何月から何月までは4回という数字は駅前とか、ビジターセンタートイレは分かるんだけど、その他のトイレは月に5回から10回という幅じゃなくて、場所によって5回もあれば10回もあると言うんだったら回数は確定しますよね。

だから、5回から10回で適当にやってくださいとあって、今課長の説明だと1回幾らで見積りを取って概算の要求にしているんだということと、何かお金の使い方が何かいいかげんじゃないですかね。

○森本商工観光課長 申し訳ございません。説明がちょっと足らず申し訳ございません。

トイレの場所によって回数のほうは決めておりますので、今はちょっとざくっとちょっと説明させて四、五回という話をさせていただきましたけれども、根拠としましては、どこどこのトイレが4回というような、どこどこのトイレが3回とかいうような部分もございます。それを積み上げたものが今回債務負担で計上させていただいたものでございます。

○楠委員 今のような説明をしておかないと、こういう数が多い場所の債務負担行為のこの限度額そのものの積算が、え、おかしいんじゃないのという質問になってしまうんで、必ずここには名称のほかに年間回数というのもしゃあれば、ああ、そうだよねとなるんだけど、説明が悪いんじゃないかとね、その仕組みが悪いよね、この前も言ったけど。その辺ちょっと直せばいいんじゃないかなというふうに思います。

以上。

○森本商工観光課長 誤解を招くようなちょっと御説明で申し訳ございませんでした。以後、工夫して御説明のほうさせていただきます。

○野田委員 関連する質問になるんですけども、私この金額どうこう別として、先ほど課長のほうは現場確認をしてということと言われたんですけども、僕この観光誘致、集客ということの根本においてやるのであれば、やはり常に現場確認をして、この月4回とか、週4回とか、いろいろありますけれども、やはり徹底した観光誘致ということのを頭に置いて行動して、来ていただく方の気持ちに添う、これはトイレだけの話ですけども、それが全て波及してくる部分がありますので、考え方とあと行動をしっかりと、その中からいろんな知恵とか、考え方とか、どうしたらいいのかということ自分たちで考えていかないと、ただ、物理的にやってもらったからいいということは思っていないでしょうけれども、あえてその点が大き

な今後、尾鷲も10年とか先を見る中において非常に大事な考え方だと思います。

それで僕もこの観光トイレについてはいろいろ自分でチェックじゃないですけど、見に行きます。

例えば須賀利のトイレなんかと行ったら、ああ、掃除してくれておるなどか、いろんなところ気になるわけですよ。それによって外から来てくれた人は、この地域の尾鷲はこの程度かとか、そういう人が判断して帰られるわけですよ。

お金のこともありますから何とも言えませんけれども、その点を十分認識しないと僕は言葉だけになってしまうということが非常に強く感じますので、その業者を委託されておる方とも十分コミュニケーションしていただいて、尾鷲市の気持ちがどこにあるのかという部分をやっぱり明確に伝えて、上から目線で指導するんじゃないで、自分たちと一緒に考えるというような気持ちがないと僕は成り立たないと思います。その点いかがですか、課長。

○森本商工観光課長 御指摘のとおり業者様のほうに全てお願いするという部分ではなしに当然お電話いただいてちょっとどうなのかというような、トイレがちょっと汚れているんじゃないかというお電話もいただいたこともあります。

ですので迅速に職員のほうが出向きまして、現場確認させていただくような対応は取らせていただいております。

実際これからの観光誘客につきましては、我々としても熊野古道を中心としたというふうな部分でもう一度考え直すという部分も含めて取り組んでおりまして、トイレも含めてそういう総合的な判断も当然考えていかないと駄目だというふうには認識しておりますので、その点意識して取り組んでいきたいと思っております。

○野田委員 先ほど楠委員のほうから話あるように、やっぱり仕組みとか、体制とかというところに最終的に来るわけですよ。

それが継続してできる体制、仕組み、考え方をしっかりしないと長続きしない。その場だけよかったらいいという形になってしまいますから、それが体制的にうまくいくようにやっぱりそこら辺も課長のほうのチームで考えていただいて、よろしくお願ひしたいというのは要望です。よろしくお願ひします。

○森本商工観光課長 その点、商工観光課内できちっと精査した上で取り組んでいきたいと思ひます。

○三鬼（和）委員 予算のほうに戻って構わんかいね。

○南委員長 はい。

○三鬼（和）委員 これまでも契約、こういった形で聞かなかったという点もあ

るんけど、今課長が言われたような観光集客でこれからまちをというソフト面も含めた中で、この契約した先ほど楠委員への説明の中で、回数はどんだけ、はっきり根拠を示すべきやと言われたんですけど、それ以外でイベントがあったりとか、急なことでトイレが想定以上に汚れたりだとか、苦情来たりとかとあるんですけど、そういう故障の場合は行政が担当だと思うんですけど、汚れとか、そういったときがあったときにこの請負業者はオプション的というか、それで対処していただけておるのか、それとも市から職員等が行ってするということをやっているのかと、そういうことというのはどうなんですか。

○森本商工観光課長 イベント的なそういう急に汚れる、そういった苦情はありますので、その分については職員のほうで対応させていただく部分が多くあります。

○三鬼（和）委員 その辺については今回の算出根拠とかは割り切って行政対応をしておるということで、実質的にはないときもあろうかと思うんですけど、あったときにこの（聴取不能）かも職員が出向いている分だけ管理に高くついておると言わざるを得ない部分もなきにしもあらずという受け取り方としたんやみたいな。

○森本商工観光課長 当然その業者さんにそのときの清掃のタイミングと合うという部分もあるかとは思いますが、当然ずれるときもありますし、清掃した後翌日汚れるとか、そういった部分は多々にあります。ですので、そういった部分について職員対応という形を取らせていただいております。

○奥田委員 ちょっと人件費のところをお聞きしたいんですけども、これ、時間外勤務手当の220万減額というのは、やっぱりこのイベント関係がなかったことなんかなという気がするんですけど、それと給料なんかでも320万減って減額ということなんですけど、この辺、どういった理由なんですか。

○森本商工観光課長 時間外につきましてはおっしゃるとおりでございまして、イベント等の時間外の部分、ほぼ港まつりもツーデーウォーク、尾鷲節コンクール、なくなっておりますので、その分の時間外対応の部分についての減額というのが多く入っております。

給料に関しましてなんですけれども、私申し訳ございませんがちょっと人事異動に伴う部分が多くあるというふうに認識しております。

○奥田委員 分かりました。時間外はよく分かりました。

僕ちょっとこれ、総務で聞くべきやったんかな、人事異動というのはいつあったんですか。

○森本商工観光課長 人事異動、4月1日でございますが、経常のほうの部分に

関しては人事異動前に積算されているのではないかというふうに認識しております。

○奥田委員 僕これ、総務に聞かなあかんかったのをうっかりしておったんやけれども、人事異動ってなかったですよ、例えばその7月とか、9月とか。何も、1回もやってやないですか。

いつやったんかなと僕、ずーっと考えていたんやけど、やってないですよ、やっていないのに今頃この人事異動があったからって12月議会で上げてくること、これ、やっぱり総務に聞かないかんけれども。

毎度12月にやっています、これ。でももうちょっとこれ、やっぱり今財政が厳しい状況にあるもので、やっぱり浮いてくるお金が、減額、結構多いものでね、人事異動の関係で。これ、結構多いやないですか。

○南委員長 奥田委員、1目については総務の管轄でございますので、お手柔らかにお願いいたします。

○奥田委員 そうですね。

これ、ぜひもうちょっとこの早めに、できたら9月とかにしたほうが、9月とか、6月とかできると思うんで、その辺もちょっと直接担当課に関係ないんであれです。

それで、そのイベント関係がコロナの影響で中止になったとか結構ある中で、そのイベント関係の減額補正というのは出てこないんですか。全部出尽くしたんかいな。

○森本商工観光課長 港まつりのほうの減額はさせていただいておりますけれども、尾鷲節コンクール、ツーデーウォークの関係のイベントの精査の部分に関しては、まだちょっと計上させていただいていないということでございます。

理由としましては、実際単年度で確かにやらせていただいているんですけれども、引き続き毎年やらせていただいている部分がございます。人とのつながりもございませう。

そういった方に関してこういう状況です郵送で御案内させていただいたりという部分の説明の部分がございます、そういった部分が費用として発生している部分がございます、それを精査した上で3月のほうに計上させていただけないかなというふうに考えております。

○奥田委員 だって、尾鷲節コンクールだって、ツーデーウォークも早めに中止決定しておるわけですから、その辺のところも早めにちょっと報告いただいて、精算されたらどうかな、3月されるということなんで、分かりました。

それで、先ほどのトイレの話なんですけれども、僕もちょっと言おうと思ったん

ですけれども、野田委員言われたように僕これ、観光トイレ、須賀利へ行くと須賀利、やっぱり一番きれいですよね。だから、僕はやっぱり須賀利あれ、国に委託しておるんですかね。やっぱり須賀利の方はきちっと僕はやられているのかなというか、気がするんやけれども。

でも、僕ほか、全部行っているわけじゃないんですけど、やっぱり全体的に考えたらやっぱり汚いですわ。尾鷲のトイレは本当に。これで僕は観光に力入れるんやとか、おもてなし条例もありますけど、なんかいつも情けなくなるときあるんですよ。トイレぐらいはきれいにできんのかなという。

それで、僕はそのさっき課長は迅速にいろいろやらせてもらいますということを言われていましたけど、この職員の方々の巡回というか、その辺というのはどれぐらいやっておるんですか。ちょっと脱線してしまうかもしれんけれども。

というのは、この債務負担行為を見ても公衆便所清掃業務が令和2年度が60万5,000円やのに63万8,000円、令和3年度。上がっているじゃないですか。その辺がちょっと気になったもので。

職員の方の巡回ってどうなっておるんかということ。

○森本商工観光課長 御指摘の部分、63万というふうに上がっている部分につきましては、物価等の上昇によるものじゃないかなというふうに考えておりまして、回数が増えたから60上がったというものではございません。

御指摘の部分の計画立てて巡回しておるかというところでございますが、実際のところ、汚いと言われたときに迅速にさせてはいただいているんですけれども、ある程度は巡回、私のほうでさせていただいている部分もございますんですけれども、計画立ててというところは正直ございませんもので、御指摘のとおりやはりきれいにするという観点からの計画立てて巡回するような仕組み、しっかりと検討させていただきたいと思っています。

○奥田委員 だから、その巡回をやっぱり職員の方がきちっとしてくださいよ、これ。まず全部。

やっぱりいつもきれいなところはいつもきれいなので、本当に。きれいなところはいつもきれい。汚いところはいつも汚いんさ。

だから、幾らお電話いただいて実際対応していますと言っても、そんなに直って、やっぱり汚いところは汚いんですよ。ほとんど汚いんですよ、はっきり言って。

だから、そこをちょっと、課長代わられたし、ぜひその辺のところを力を入れて、トイレぐらいきれいにしてほしいなと思うんで、ぜひ力を入れてやってくださいよ。

○森本商工観光課長 しっかりと検討させていただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、では、その他の報告をお願いいたします。

○森本商工観光課長 1件、御報告させていただきます。

従前に食事券のほうにつきましては、完売というふうに御報告させていただきましたが、去る12月10日に尾鷲市プレミアム付商品券のほうも完売いたしました。

皆様の御協力により完売させていただきましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。

○三鬼(和)委員 商品券に合わせて食事券のほうは今月で終わりやろう。

みんなは使うと思うんやけど、使い忘れの人もおると2種類出たということがあるので、その辺はワンセグか何か使って食事券のほうは消化してくださいというようなのも、それぐらい優しさがあってもいいんじゃないかと思う。どうですか、その辺は。

○森本商工観光課長 確かに今月末までで食事券のほうは使用の期限が迎えてきます。

ですので、しっかりと皆様に使用期限が今月末までですというふうな案内、周知のほうに努めてまいります。

○奥田委員 これ、ちょっと詳細な資料というのは今回用意ないんですか。どういようなその1万2,000円分、1枚で1万5,000分あったでしょう。

その何人の人が買ったとか、追加でやったでしょう、あれ、10月15日でしたっけ、はがきを出した人を対象にとか。

だから、こう偏って僕は買った人はようけ買ったと思うけれども、買わなかった人もおるとして、買えなかったのか、そのちょっと資料、何かまとめた資料というのはないんですか。

○南委員長 課長、あれかな、抽せんで外れた人というのも結構おるの。申しして、結構僕も聞くもんで外れ、当たらなんだよと言うて。

そこら辺をもしなかつたらまた、きっちりまとめていただいて、また、次の機会でも提出していただくよう委員会としてもお願いいたしますんで。

できますか、ある程度まとめた資料。

○森本商工観光課長 きちんとまとめて報告させていただく予定はしておりますので、大変遅れておりますが、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ぜひともそのようにお願いいたします。

○野田委員 今に関する補足というか、関連ですけれども、要は売って終わりじゃなくて、やっぱり最終的にはトレースというか、その追跡、どのような形でどのようなところで、もしそこまで分かるのであれば、尾鷲の経済を見ていく中でどのようなところがよく人気があったのかとか、どのようなところが弱いのかとか、思ったほどこういうところで使ってもらえると思ったけど使ってもらってないのか、やっぱそこら辺の経済動向を大変かも分からん、マンパワーの部分で大変かも分からんけれども、そういうところもイメージ、頭に置きながら商工会議所と密にしながらやっぱりやっていかないと尾鷲の循環というのは分からんと思うよ、これ。漠然とああやこうやだけで思うだけで、裏づけのトレースしていかなと大変やけどそこを意識せんと、僕は難しいと思う。どうですか、その点。

○南委員長 今野田さん言われた商工会議所のほうであるでしょう、最終的に把握できるで。券の流れというのは。多分出していただくと思うんですけど、どんなんですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 現在換券のほうを行っている状況でございますので、全て換券が終わった際には各分野ごとにどれだけのところにお金が流れていたのか、それが実際に効果があったのかも含めて検証したいと思っております。

○野田委員 よろしく申し上げます。

○奥田委員 ぜひその先ほど、委員長も言われましたけど、プレミアム商品券のその何人の方がどんだけ買ったとか、それ、データちょっと出してください。

それで、もう一つお願いしたいのは熊野市が最初1万円の無料商品券配って、その後、1万円で1万4,000円分、それを1人5セットまで買えますよということをやったんやけれども、そのプレミアム商品券はやっぱり買える人は買えるんやけれども、買えない人もおると、その不平等さがどうしても出てくるということ。

もう一遍、先週か、1万円の商品券を皆に配ったんですよね。無料で。不公平が出ておる。

だから、そのプレミアム商品券についてその辺の本当に平等性があったのかという、これ、国からくれた交付金ですから、これで市民に還元してくれということでしょう。いうことでのあれだもんで、その辺のところも含めて1回ちょっと担当課のほうで分析してほしいと思うんですけど。

○南委員長 そうですね。

○奥田委員 ちょっとお願いしたいと。それも踏まえてで。

○森本商工観光課長 詳細な分析というのは必要というふうに感じておりますので、その点のところにつきましても分析させていただきたいと思います。

○南委員長 では、お願いします。

これで商工観光の審査を終わります。ありがとうございました。

続いて、建設のほうに入っていただきます。

それでは、早速ですが、付託議案の71号の説明をお願いいたします。

○内山建設課長 建設課です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）及び予算説明書に基づき建設課に係る予算について説明させていただきます。

通知します。

補正予算書の46、47ページを御覧ください。

7款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費につきましては、補正前の額1,191万6,000円に対しまして、補正額12万円を増額し1,203万6,000円とするものでございます。

財源内訳は一般財源の12万円の増額でございます。

これは港湾整備維持補修費の光熱水費でございます。

内容につきましては、港湾のトイレの水道料金の増額で、例年に比べて特に三木里海岸、名柄のトイレの水道量が多く、当初の計画を上回ったために今回12万円の増額補正をさせていただきました。

通知します。

次に、補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費でございます。

7款土木費、5項都市計画費、事業名が尾鷲市都市計画マスタープラン見直し事業、金額が1,200万でございます。

資料のほう通知させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

9月議会のほうでも説明させていただいたとおり本都市計画マスタープランは都市計画法において各市町村の基本構想に即して定めるものとされ、総合計画における都市計画、都市計画整備分野の総合指針としての側面がございます。

そのため、今年度より同時期に作業が進められております第7次尾鷲市総合計画や国土強靱化地域計画の方向性と整合性を図るために本市が策定する計画に対して個々の計画がばらばらのない計画体系が構築できるものと考えており、複数の計画

の整合性を図ることで将来を見据えた明確なビジョンを描き、より実りある計画を御提案することにつながっていくものと考えております。

また、当初の計画では令和2年度末の完成を目指して作業を進めておりましたが、新型コロナウイルスの影響もございまして市民の方、委員の方など大勢の方が集まっていたの打合せ、意見交換ができなかった状況もございまして、十分な意見を反映させることが困難となり、それぞれの委員会の開催の影響が出てきました。

これらのことを総合的に検討した結果、尾鷲市都市計画マスタープランの見直し業務については令和2年度中に完成が見込めなくなったため、本スケジュール案のとおり令和3年10月まで繰越しをさせていただきたいと考えております。

現在の進捗状況としましては、第1回目の地域別構想検討会と第2回目の庁内検討会が終わりまして、尾鷲市6地区からの意見、考えなどを聞かせていただいております。

今後のスケジュールにつきましては、少しちょっと遅れぎみになっているんですけれども、今月中に策定委員会のほうを開催させていただきまして、第1回目の尾鷲市都市計画審議会におきましては、年明け早々に開催し3月議会においては素案のほうを報告させていただきたいと考えております。

続きまして、補正予算書の6ページ、7ページにお戻りください。ちょっと通知させていただきます。

第3表の債務負担行為でございます。

建設課に関連するものにつきましては、7ページの上から7行目の三重県自治体共同積算システム料金でございます。

期間が令和3年度から8年度までの6か年で、限度額が298万円でございます。

次に、8行目の各港湾6か所の公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務委託で、期間が令和3年度から5年度までの3か年、限度額が892万8,000円でございます。

次に、9行目の港湾公衆便所ほか清掃業務委託で、期間が令和3年度、限度額が57万1,000円です。

最後に10行目の各公園4か所の公衆便所浄化槽保守点検・清掃業務委託が期間が令和3年から5年までの3か年で、限度額が138万3,000円でございます。

以上で建設課に係る補正予算の説明を終わらせていただきたいと思います。

御審議していただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方。

○楠委員 当初年明け3月で終わらせる予定がコロナの関係で会議が開催されないという要因があるんだけど、実際その取りまとめの期間が変更後には大分期間を取っているんですけど、ここの考え方って、議案の上程の関係もあるのか、それとも県との調整がこれからまだ1回程度しか考えていないけど、その取りまとめを今後、継続的にやっていくのかによって、この工期の延期があまりにもちょっと長いのかなと思うところもあるんですけど。

今後またコロナの終息が見えない中だとまた、先になる可能性もあるんだけど、その辺のトータル的な見解はどうですか。

○内山建設課長 まず、成果の取りまとめなんですけれども、本都市計画マスタープランの見直しについては全体構想と地域別構想、二つの構想という二つの大きな、分かれておまして、その二つの部分を各地域の皆さん方、委員さんの方からの意見を反映させながら取りまとめたいというふうなことを考えていますので、ちょっとこの部分の成果の取りまとめの期間がかかると思っております。

また、コロナの影響についてなんですけれども、委員さんがおっしゃるとおりもしかしてあまりにも感染拡大が広がってくる状況で、もしかして国のほうが緊急事態宣言等を発表された場合にまた、ちょっと延びる可能性も出てくると思うんですけど、ただ、今のスケジュールどおりに年度内には素案のほうは議会のほうに説明させていただきたいという方向で考えたいと思っております。

○楠委員 その辺はいろいろ（聴取不能）の関係であるんでしょうけど、今答弁の最初のときにありました各地区の説明会等という話なんですけど、計画案では2回、それが日程がずれてということなんですけど、地区別構想そのものは1回目の方は概要説明しただけで、それでいいのかというところを各地区の知り合いの方から、こんなんで大丈夫なのかということも言われているし、最後取りまとめはこういうふうにやりますという回答だけしかもらえないのかどうか、この辺ももっとしっかりやっておかないと地域の大事なところがまとまらないと全体構想に影響が出てくると思うんですけど、この辺の考え方、いかがですか。

○内山建設課長 確かに委員さん言われるとおりに、今1回目、地域別構想を開催しまして各住民の方からいろんな意見をいただいております。

その中で第2回目だけで済むんかというふうなことなんですけれども、私らとしまして第1回目の意見をなるべく反映できるように報告書のまとめさせていただいて、丁寧な説明を第2回目のほうでさせていただき、理解のほう求めたいと思っ

ております。

○楠委員 確かに地域別のことは大事なんで、そのまとめるのはいいんだけど、結局既存の今の都市計画マスタープランの進捗だとか、評価がちゃんとされないといけない新しいマスタープランに移行できないと思うんで、その辺ちょっと庁内でまた、コンサルタントとよく話ししてやらないと、逆に地域の不満が残るマスタープランなりそうなんで、その辺特に気をつけてほしいなというふうに思うんですけど。

○内山建設課長 委員さん言われるとおり確かに地域の皆さんの意見もきちんと反映できるようになるべく不満が少ないような方向性で作成のほうを進めさせていただきたいと思っております。

○南委員長 他に。

○野田委員 先ほど、商工観光課のほうにもちょっと話させていただいたんですけども、港湾公衆便所内外清掃業務委託というのは57万1,000円ということで債務負担行為のところ、上がっています。

何言いたいかと言うと、このトイレは商工観光が担当や建設が担当やとかということとは関係ないものですから、この委託金額がしれていますけれども、やはり清掃という部分ではやっぱり意識していただいているかというところのこれについては漁業関係の方とかいうことになるんかも分からないですけども、やっぱりチェックというか、現場確認ということができる範囲の中で、建設課の体制の中で組み入れてチェックというか、確認していただく上でこういうところが不足しているよ、こういうところが消耗しているよとかというものも、それは業務委託しているところからの報告という部分はあると思いますけれども、そこら辺をきちっとした形で尾鷲全体でトイレはきれいになっておる、これは総合計画の中にも落とし込んでええぐらいの僕は気持ちでいますけれども、そういう意識を持ってやっぱり持続可能なまちにしていくというのが大事だと思うんですが、その点課長どうですか。

○内山建設課長 委員さん言われるとおり確かに汚い便所と言えると、それがイコール尾鷲のイメージにつながってしまうというふうなおそれもございます。

そこら辺も踏まえて、私らとしても委託していただいた業者さんとは密に連絡を取りながら清掃のほうも進めさせていただいておりますので、今後につきましても、私らもいろいろ見回りも重ねてきれいなトイレというふうなことで努めていきたいと思えます。

○野田委員 尾鷲でしたら尾鷲の堤防のところの天満のところにもありますし、

長浜のどこにもありますし、それで尾鷲の港の中にもあります。

そういうところでひとつ、不足しているもんとかそういう部分も、持続するというのは大変難しいですけどひとつよろしくお願ひしたいということと。

もう一点は今都市マスタープランの見直し業務というスケジュール案がここに今出ていますけれども、要は昨日も環境課との話の中でパブリックコメントの話が出たわけなんですけど、今現在パブリックコメントが3件あるということなんですけれども、これ、環境課のほうは。

やはりこれは今後の尾鷲のまちの地域住民というか、まちに対する関心度とか、レベル感とか、市民の意見を聞くというところで数が少なかってても発信すべき重要な僕は項目だと思っけていまして、今後、来年の1月から4月に変更になるということでスケジュール上がっています。この点については広報おわせ、そして、ホームページ、昨日言ったような公式ツイッター、サイトとか、あと、新聞とか、あらゆる感じで尾鷲はこういうふうに使っています、意見をこういうふうに使っていますというところをきちっとした形で徹底してほしいと思うんですけど、いかがですか。

○内山建設課長　確かにパブリックコメント、住民の方の意見を聞くということが非常に大切なこととございます。

私どもホームページ等には記載させていただきたいなと思っけています。

広報おわせにつきましては、もう少しちょっと検討させていただきたい。というのは3月議会において報告をさせていただくということと、その4月から私どもはパブリックコメントを開始したいということのこの時間差、その広報に上げる時の時間差というのもございますので、ちょっとそこら辺、政策調整課のほうとも調整させていただきたいと思っけていますので、その点、御了解よろしくお願ひします。

○野田委員　それは可能、レベルというか、スケジュール感ですので、それはそっちのほうにお任せしますけれども。

もう一点は上がってきた件数が少なかってても、上がってきたものをやっぱりその手続、プロセスの中できちっとフィードバックをしていただきたいと思っけています。やっぱりそれがいただいて、ああ、そうかだけではなくて、これは本当に検討するまたはそこに入れ込む、落とし込むだけのものがあるかどうかというところをきちっとやっぱり検討してフィードバックすることは、僕はこれは重要かと思っけていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っけています。

○内山建設課長　パブリックコメントの意見等をまた踏まえて、案の修正というふうなことも図っていく工程になっていますので、そこらは十分努めていきたいと

思います。

○野田委員 ありがとうございます。

○奥田委員 ちょっと補正予算のところ、どなたも聞かれなかったんで、ちょっと一応聞かせていただきたいと思うんですけど、12万円の増額ということで名柄の水道代と言われた、どこの部分でどういった原因なんですか、これは。

○岡田建設課係長 漏水しているのかなと思ひまして現場でも調査したんですが、漏水でもなくて、何回か現場を確認していますとやはり今こういうふうな、今般の情勢の中、キャンピングカーですね。あの方たちがポリ缶とかで何回かくんでいる様子を見ていまして、駐車場に止めて入れてどこかに走っていくというのは何回か見ているんで、その人たちの使用料が加算されているんだなあと思っています。

以上です。

○奥田委員 名柄のどこですか、トイレのところですか。どこ。名柄のどこ。

○岡田建設課係長 茶色の大きな葛川の隣にあるトイレの駐車場に止めたり、向こう側にも止めたりして、両方とも水が出るような感じなんで、そこから給水しているのを見かけております。

○奥田委員 いろんな人おりますよね。僕、前名柄のトイレのところで炊飯器で米炊いておる人もおりましたからね。あそこ電気使えるじゃないですか、下のところで。

いろんな人いますからね、そうですか、その辺のところちょっとあれですね。パトロールじゃないけど巡回してちょっと、何か対策練らなあかんですね、でも、これ。

○三鬼（和）委員 委員長なんか、執行部なんかあれなんですけど、先段説明があった総合計画もこの都市マスタープランにつきましても、議会基本条例で議決案件として我々はこの当議会は示していますので、議会に出来上がったものを審査するのか、今はつくり方についていろいろ指摘とか、要望というのがほかの委員からも出ておりましたけど、そのことだけじゃなしに中身を我々は審査しなくちゃいけないというあれなので、こういった議会の審査の関わり方というのかな、どの段階で議会に報告していただくとかも含めて、執行部側と正副委員長のほうでちょっとこの川、関係ありませんけど総合計画とこのマスタープランについては、そういったことをちょっと形をつくってほしいなと思う。

というのは、将来的に都市計画税とか、そういうのにも関わりしてくることもあろうかと思っていますので、その点をお願いしたいと思うんですけど、いかがですか。

○南委員長　取りあえず予定では来年3月に素案の説明をしていただいて、8月に上程、9月定例会でする運びでありますけれども、当然三鬼和昭さん言われたように総合計画の整合性というのは一番大事ですので、そういった意味では連携を密に取り組んで、できたら議会に素案1回じゃなしに複数回して、ある程度議会の意見としてもくみ上げていただけるような場をつくっていただければいいのかなというのを私は思いがしておりますので、今後また、執行部のほうとも議長と相談しながらまとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○三鬼（和）委員　ぜひ、おわせSEAモデル構想においても都市マスタープランに関わることもなきにしもあらずというのは、一緒の言葉を使います、あろうかと思っておりますので、今いろいろ建設的な取組をしておる中ではベースになるものというものというの大事だと思っておりますので、ぜひ怠らずに議会のほうとも、市民のパブリックコメントとかでも、我々は条例とかそういったことをつくっていくの専門の分野ですから、そういったところが落ち度がないようにするためにできるだけ事前審査にはならない中でそういったチェックできるような形を正副委員長と相談していただきたいと思っておりますのでお願いしたいと。

○南委員長　　お願いします。

○楠委員　　今三鬼委員がおっしゃった基本条例で議決案件にした、これは事務局関係ないかもしれないんだけど、議決案件にしたということは、するための途中のプロセスの中でどういう審議をするかというのを決めた中で条例に議決案件にしたということを決めたわけじゃないんですか。私はちょっとそのときは分からないんで何とも言えないんですけど。

ですから、都市計画マスタープランは別に議決案件でもらってもいいわけですよ、総合計画じゃないから。

そういうところも含めて議論した上で基本条例の中に議決案件としますと、したんだったらそのための検討プロセスが必ずあるはずなんだけど、ないで決めたのかどうか、その辺だけ確認させてもらえますか。

（発言する者あり）

○南委員長　　当然議会基本条例を制定したときに議会の議決事項という中で当然以前から総合計画のほうは議決事項で入っておったところで、法が変わって別段議決事項じゃなくてもいいですよと変わったんですけれども、やはり尾鷲市としては依然として今日条例の中で明記されているということで、当然20年のマスタープランも尾鷲市の大きな方向性の問題ですので、これも当時議決事項の中で入れてい

こうということで、三鬼和昭さんが特に分科会でしたか、つくっていただいて、そういった委員全部の同意のもとでこの議決事項の中に加えさせていただいたという経緯がありますので、当然議会としても議決事項でございますので、総合計画同様、マスタープランについてもしっかりとして検証していきたいということで入れたと思っております。

○楠委員　私はこれ、やり方そのものではなくて、その作業の中での決め方をしっかりその条例つくったときに、逐条解説とか何かをつくった上でどういう議論するかというのを必ずあるはずと思うんで、もし古いことで分科会までつくって一生懸命やられたんであれば、そこのときの検討のフローの中にこのマスタープランとか、総合計画をどういうふうに議会として議論するかというところを示してほしいなというふうに思います。

私から事務局のほうにお願いすりゃいいだけの話なんだけど、それを理解しておかないと今言ったその細かいところどうのこうのと言うんだったら、細かいことも何も議論できないんじゃないかという話になりますので、よろしくをお願いします。

○三鬼（和）委員　委員長、これは議会の権能というか、我々がどんな仕事をするかということで地方自治法96条の2項に基づいて総合計画であるとか、4部門ぐらいありますよね、尾鷲市議会としてはこれは議決事項にするということを全会一致で決めてスタートしておることですから。

ですから……。

（発言する者あり）

○三鬼（和）委員　いやそんなこと言う（聴取不能）。だから今から説明してあげるや、分かりやすいように。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員　ですから、議決事項でありますので、私は今委員長にお願いしたいのは正副委員長でこれをどういう形で審査して、議会がどこまで関わるかということを今回正副議長と相談しながら、執行部と相談しながら、ただ単なる報告だけじゃなしにそういった形の委員会運営をしてくださいということをお願いしたので、理解していただきたいと思います。

○南委員長　ちょっと私のほうからの先ほどの港湾のトイレの問題があったんですけれども、港湾のトイレというのはくみ取り式が多いんですよ、意外に。そういった意味では僕、浄化槽に切り替えるべきだという話を各市民やとか、利用する方から聞いておりますので、課としてどのような考え方をお持ちですか、くみ取り式

について。その1点だけ。

○内山建設課長 港湾の施設自体は県の施設になっています。

そういうことで、私らとしても確かに浄化槽のほうが皆さん利用する便についてはきれいに使えるのかなと思っております。

ただ、そこら辺についてまだ県のほうにもいろいろとどういうふうな状況なんか改修、改良できへんのかというふうなことも要望等も上げさせていただきたいなどというふうに思います。

○南委員長 ぜひともよろしく願いいたします。

では建設課の審査を終了させていただきます。ありがとうございました。

ここで報告ですね、すみません。報告事項1件お願いします。

○内山建設課長 報告事項が1件ございますので、報告させてください。

資料のほう、通知させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

熊野尾鷲道路Ⅱ期工事の完成に向けたイベント（案）について説明させていただきます。

現在、国の熊野尾鷲道路Ⅱ期工事が来年の夏の開通に向けて進めているところでございます。

それにつきまして、尾鷲市が主催となり開催する本イベントについて御説明でございます。

開催日が令和3年7月18日日曜日で、場所が三重県立熊野古道センターでございます。

イベントの内容につきましては、現在高速道路と防災を絡めた記念公園、また、子供たちが参加できるイベントを検討している状況でございます。

様々な地元製品の販売や記念品の配付のほうも検討しております。記念品につきましても、地元製品を使った品物にしたいと考えております。

このように熊野尾鷲道路がつながることによって国道42号線とのダブルネット枠が構築されることによって様々な効果が期待もされる、そういう中で本市としてもこのような効果を活用しながら地域の活性化につなげていけないと思っております。

それで現在国土交通省の紀勢国道事務所のほうと開通に伴う打合せのほう重ねております。詳細な報告ができるようになり次第、速やかに説明のほうさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

(休憩　午前11時10分)

(再開　午前11時20分)

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き水道部の審査に入ります。

それでは、水道部の付託案件、議案第75号の説明をお願いいたします。

○佐野水道部長　　それでは、議案第75号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

通知のほう、よろしいでしょうか。

それでは、まず、1ページのほうを御覧ください。

第1条、令和20年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条が令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は既決予定額5億1,292万6,000円に対し補正予定額は17万1,000円の増額で、予定額を5億1,309万7,000円とするものです。

内訳は第2項営業外収益を17万1,000円増額補正し予定額を3,313万5,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用は既決予定額5億1,498万7,000円に対し補正予定額は193万9,000円の減額で、予定額を5億1,304万8,000円とするものです。

内訳は第1項営業費用を193万9,000円減額補正し予定額を4億4,570万円とするものでございます。

続きまして、第3条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

一つ目ですが、自家用電気工作物保安管理業務委託につきましては、期間が令和3年度から令和5年度まで、限度額は355万8,000円。

二つ目の水道部庁舎浄化槽保守点検及び清掃業務については期間が令和3年度から令和5年度まで、限度額は55万2,000円と定めるものでございます。

次に、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費は、既決予定額7,268万3,000円を164万7,000円減額補正し予定額を7,103万6,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款第2項第3目長期前受金戻入を既決予定額1,766万5,000円に対し17万1,000円を増額補正し予定額を1,783万6,000円とするもので、これは令和元年度決算に係る額の確定による工事負担金分の増額でございます。

3ページのほうお願いいたします。

次に、支出でございますが、第1款第1項第1目原水及び浄水費既決予定額こちらを8,126万5,000円に対し1万1,000円増額補正し予定額を8,127万6,000円とするものでございますが、これは手当等の減及び法定複利費の増による人件費の増額によるものでございます。

第2目配水及び給水費既決予定額6,071万4,000円に対し9万円減額補正し予定額を6,062万4,000円とするものですが、こちらも手当等の減及び法定複利費の増による人件費の増額でございます。

第5目総係費既決予定額4,113万8,000円に対し167万7,000円減額補正で予定額を3,946万1,000円とするもので、こちらは人事異動に伴う給料等の増及び退職給付費の減による人件費の減額と令和元年度の決算の確定により不納欠損の実績を反映させた貸倒引当金繰入額の減額でございます。

第6目減価償却費既決予定額が2億1,221万2,000円に対し18万3,000円減額補正し予定額を2億1,202万9,000円とするもので、これも令和元年度の決算により前年度取得の固定資産が確定したことによる減額でございます。

次に、4ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。

今回の補正により1、業務活動によるキャッシュフローの一番上、当年度純利益が211万の増額となるマイナス813万5,000円となったほか、決算及び補正額が各項目に反映され合計が1億6,513万1,000円、そして、2の投資活動によるキャッシュフローがマイナス6,891万1,000円、3、財務活動によるキャッシュフローがマイナス1億6,630万6,000円となり、1から3までの合計となる4、資金増加額がマイナス7,008万6,000円となりました。

これは5の資金期首残高7億4,433万円から差し引いた6、資金期末残高は6億7,424万4,000円となり、7ページの予定貸借対照表の現金預金と一致をしております。

5 ページのほうを御覧ください。5 ページのほうには給与費明細書を添付してございます。

続きまして、6 ページの予定損益計算書を御覧ください。

1 の営業収益以下、各項目には補正額が反映され、下から4行目でございます当年度純損失、こちらが当初予算と比較しますと211万改善の813万5,000円となりました。

これに前年度繰越利益剰余金3億4,487万9,000円、減債積立金の取崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額が5,309万2,000円で、こちらを加えた当年度未処分利益剰余金、こちらが3億8,983万6,000円となります。

次に、7 ページからの予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産の(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの合計が49億6,657万3,000円、2の流動資産の(1)現金預金から(4)その他流動資産までの合計は6億8,856万1,000円で、資産合計は56億5,513万4,000円となります。

8 ページのほうを御覧ください。

8 ページは負債の部でございますが、3、固定資産の(1)企業債と(2)引当金の合計は24億1,240万5,000円、4の流動資産の1、企業債から(4)その他流動負債までの合計が2億8,119万6,000円で、5の繰延べ収益合計3億4,191万8,000円を加えた負債合計は30億3,551万9,000円となります。

9 ページのほうですが、こちらが資本の部でございますが、6、資本金が19億8,905万5,000円、これに7、剰余金の(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計6億3,056万円を加えた資本合計は26億1,961万5,000円となります。

この資本合計と先ほど申しました負債合計、こちらを合算した負債資本合計は56億5,513万4,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、10 ページ、11 ページのほうですが、こちらには会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で議案第75号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

○奥田委員 1点だけ、ちょっと教えてください。

3ページのところ、ちょっと支出のところなんですけど、給料、人事異動の関係でこれ、4月の人事異動ですよ、これ。

給料とか法定複利も増えている中で退職給付費が230万減額ということなんですけど、その辺でちょっと何かつじつま合わないような気がするんですけど、そうでもないですか。

○森下水道部次長兼係長 給料等のほうは当初予算では前任者の給料で計算してまして、今度来られた方のほうが給料は高いということで増額になっています。

退職給付費なんですけれども、こちらは長期配属のあった職員が異動になったため、退職引当金の取崩しと今回の繰入れの相殺で繰入額が減額になっているという形になっています。

○奥田委員 それ、ちょっと分かりにくいんですけども、要は給与額が増えたんですよね。ただ、普通に考えたら退職給付費も増えるんじゃないかなという気はしたんですけど、そうでもないのかな。

○森下水道部次長兼係長 退職給付費なんですけれども、簡便法で今水道部にいる職員が退職するときに払う退職金だけ積み立てているというような形を取ってまして、長期にいた人の分がたまっていた分が異動になった際に取崩しをすることになっています。

その額と今年度積み立てる額を相殺して、その分が減額になっているという形になる。

○南委員長 よろしいですね。

○三鬼（和）委員 大手、大口というか、大口利用者が分が減っていた中で、今年度も赤字見込みというか、そういう形になって、剰余金がトータル約6億3,000万かな、形になってきたんですけど、水道部としてはこれまで一時期、一般会計が厳しいときに南委員長なんかと水道部から県みたいにからなあかんのじゃないかという心配したということがあるぐらい水道は健全経営をずっとやってきたんですけど、この大口がなくなるということで当市の水道部としては剰余金についてはやっぱりどれぐらいを確保しているのが安定的な運営になるかどうかと、このように減災であるとか建設であるとかというのがいろいろあるんですけど、そういったの含めて、やっぱり平均的にどれぐらいの剰余金を保ちたいというか、そういった

のというのは、その線というのほどの辺なんですか。

○佐野水道部長 私どもの水道事業の年間の規模から考えますと、そうですね、約5億円程度ですね、やっぱり持っていないと何かあったときのいわゆる安定というか、事業の推進ができないというようなことがありますして、その辺を以前、その計画を出させていただいたときも基本的には5億近辺を持つために、それに対するその事業の収益性とか、それらを考えていくという計画になっていたと思いますんで、その辺がラインかなというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 水道部、コロナ禍の中で基本料金を3回ずつやったかな、減免するという含めて努めてはやった中で、今回の決算にも若干は影響が出てきておるといふ形なんですけど。

一方で赤字化がということで水道料金ということがあるんですけど、この終息の見えない状況の中であれなんですか、水道料金の見直しというのを1年でも2年でも先送りというのを考えるのであれば、やっぱり問題が出てくるんですか、どうなんですか。その辺は部としてどのような議論をされておるのかだけちょっと教えていただきたいなど。

○佐野水道部長 先ほど議員のほうも申されたように水道事業を取り巻く環境の中で、さっき一番最初に言われた大口の業者がなくなるということと、併せまして昨今のそのコロナ禍、こちらがどうしても環境としては想定していなかった環境がまだここに加わったということもありますして、計画としては以前お話をさせていただいた計画は持ちつつ、事業を取り巻く環境の要素も十分考えながら、先ほど言われた施策の展開については今後検討していきたいというような形では考えております。

○三鬼（和）委員 各事業所においてもこのコロナ禍の中で水道が使う量が減るんじゃないかどうかという見込みも片っぽうであろうかと思うんですけど、市民のためにぎりぎりそういう幾分かでも先送りできるめどが立つとか云々やったら、その辺はちょっと検討の中で議論としては残してほしいと思うんですけど、いかがですか、その辺。

○佐野水道部長 おっしゃられるようにそういったものも加味しながら、従前の計画というのもありますので、そちらとの関連も考え合わせながら検討をやっていきたいというふうには考えています。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 今回今の補正予算で当期純損失が813万5,000円ということで、

前年度の決算においては2,267万1,000円という当期利益が上がっていますが、これについてはコロナ禍の減免という部分をされたと、約3,000万やったかな、4,000万やったか、されたその分を含めての今回こういう数字ということで判断してよろしかったんですね。

どう、あれは臨時交付金でやるとかっという話になって、影響ないですね。臨時交付金で対応できるということを後で言われて、それで対応したと思いますので、今回のこの純損失というのはこの水道料金の使用料における恒常的とか経常的な損失と判断してよろしいということですか。

○佐野水道部長 実際やった部分は6月、7月、8月と減免をさせていただきました。

今回の中には先ほど言いました一般会計との関係もございますが、その減免した部分についてはまだ未確定の形で反映をしない状況でのこの予算の補正になっておりますので、今回の出した補正予算の中には減免の数字の反映はまだされていないというふうにお考えをいただきたいです。

○野田委員 ということであれば、決算と言うか、これは12月の補正ですので、最終的に次また補正があるのか、そのまま決算で着地するのちよっと分かりませぬけれども、水道部としてはどれぐらいの着地と言うか、予想を今持っているんですか。

(発言する者あり)

○野田委員 こっからの、これが最終的ということはないんやな。補正とかほかにもあり得んということやね。

(「使用料じゃなくて、基本料金やよって、プラスマイナス」と呼ぶ者あり)

○野田委員 ちよっとそこら辺どうですか。

○南委員長 ちよっと部長、答弁入ってくれる。

○野田委員 答弁求めます。

○佐野水道部長 3月のその決算のレベルでは、先ほどお話もちよっと出ていましたけれども、一般会計との関係の中でここの部分についてのいわゆる繰り出しの話なんかも含めまして、まだそこら辺は、まだこの中にも出ておりませんので、基本的にその部分が反映された形というのは最終、3月の段階でお示しはできると思いますので、そこまでお待ちをいただきたいというのが……。

○野田委員 ということは、損失がもっと大きくなるということと判断してよろしいんですか。

(発言する者あり)

- 野田委員 いやいや、今のこの数字がそのまま動くということによろしいんか。
- 佐野水道部長 すみません。3月31日現在で今の姿を出させていたでいていますんで……。

(発言する者あり)

- 佐野水道部長 そういうことでございますね。
- 野田委員 よろしいですか。

そうじゃない、ですからコロナ禍の減免という部分がこれに入っておるといことやもんで、今のこれ、最終予想を予想しての損失がこんだけになるということやもんで、その後の1月から3月までのそういう利益増減の影響というのはないのかということをお聞きしておるんですよ。そういうことは予想していないのか。

(発言する者あり)

- 佐野水道部長 3月31日の姿を今表わしておるということで御認識いただけないか。
- 野田委員 分かりました。
- 奥田委員 ただ、そのね、今言われたけど、これから損益は変わらんのですね。額はね。

ただ、その6、7、8の分が直接使った市民の方から取っているわけじゃないもんで、市からのくくりはさっき部長言われた繰出金が、繰入金やな、入っているの。

(「(聴取不能)ないという」と呼ぶ者あり)

- 奥田委員 そうでしょう。それが出てくるもんで、それはどうなる、営業まで入ってくる、そのまま営業収益の中に入れていくの。

だから、その辺のところがこの、多分そのことを野田さん言われたと思うんやけど、そこをはっきり言ったって、ちょっと。

- 佐野水道部長 先ほどの一般会計との関係の中での繰り出し、こちらから言うて繰入れですけど、それが入ってくるのは営業外だと思いますね。
- 南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 南委員長 じゃ、議案第70号の審査を終わって、特に濱中委員さんから発言求められておりますので、特に。
- 濱中委員 実は暮れから年末に向けて、お掃除とか水使う機会が多いんですけども、記録的な雨が少ないということで、特に簡易水道なんですけれども、水の

量に関しては心配しなくてよろしいですか。

○佐野水道部長 私どものほうも最近のその雨の量が少ないということで、各水源池含めて見回りさせていただいておりますが、今現時点十分にお水ございますので、安心していただいてもいいかなというふうには考えております。

○南委員長 これで水道部の審査を終わります。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午後 1時07分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

特に教育委員会のほうは市長、副市長にも同席をしていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会……。

○出口教育長 教育委員会でございます。

ただいまから教育総務課及び生涯学習課につきまして、尾鷲市一般会計補正予算とそれから、その他報告事項について説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 先ほども教育長からしたんですけど、なら付託議案の第71号についての説明を求めます。

○山口教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について御説明いたします。

補正予算書、歳出の50、51ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、細目教育職員人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので割愛させていただきます。

続いて、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費46万4,000円の減額のうち細目小学校職員人件費19万3,000円の減額は、1節報酬56万9,000円の増額、3節職員手当等9万7,000円の増額、次のページ、52、53ページを御覧ください。

4節共済費70万6,000円の減額、8節旅費15万3,000円の減額は当初予算時中学校へ配置する見込みであった会計年度任用職員1名を小学校に配置したことによる報酬、期末勤勉手当の増額及び新型コロナウイルス感染症対策として臨

時休校による社会保険料算定月の勤務日の減少による社会保険料の算定額の減額に伴う減額及び通勤に係る費用弁償の確定による減額でございます。

次に、細目小学校学校管理費 27万1,000円の減額は役務費 27万1,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策として各小学校のプールが中止になったことによるプールのろ過装置点検手数料が不要になったことによる減額でございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費 219万2,000円の減額のうち細目中学校職員人件費 212万6,000円の減額は、1節報酬 126万8,000円の減額、3節職員手当等 20万円の減額、4節共済費 54万8,000円の減額、8節旅費 11万円の減額は小学校費の説明にもあったように当初予算時中学校に配置する見込みであった会計年度任用職員 1名を小学校に配置したことによる報酬、期末勤勉手当の減額及び新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校による社会保険料算定月の勤務日の減少による社会保険料の算定額の減額に伴う減額及び通勤に係る費用弁償の確定による減額でございます。

次に、細目中学校学校管理費 6万6,000円の減額は役務費 6万6,000円の減額で、こちらも新型コロナウイルス感染症対策として各中学校のプールが中止になったことによるプールのろ過装置点検手数料が不要になったことによる減額でございます。

次のページ、54、55ページを御覧ください。

2目教育振興費、22節償還金利子及び割引料 1万4,000円の増額は細目中学校教育振興経費 1万4,000円の増額で、特別支援教育就学奨励費償還金でございます。

こちらは昨年度の特別支援教育就学奨励費の新入学学用品費 1名分の国への申請件数と当初予算時の件数の差による返還金でございます。

特別支援教育就学奨励費とは障害のある児童・生徒の保護者が負担する教育関係経費について家庭の状況に応じ援助するもので、援助額の2分の1が国から補助されるものであります。

次に、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、細目幼稚園職員人件費及び5項社会教育費、1目社会教育総務費、細目社会教育職員人件費、次のページ、56、57ページを御覧ください。

2目公民館費、細目公民館職員人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

次に、3目天文科学館費32万5,000円の減額は、細目天文科学館費職員人件費32万5,000円の減額で、1節報酬25万9,000円の減額、3節職員手当等11万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策や天候不良による夜間観望会の開催が見込みより少なかったことなどによる報酬、期末勤勉手当の減額でございます。

次に、8節旅費4万8,000円の増額は、通勤に係る費用弁償の確定による増額でございます。

4目図書館費、6目郷土室費、次ページの58、59ページを御覧ください。

6項保育保健体育費、1目保健体育総務費のいずれの職員人件費につきましても、総務課より説明が行われておりますので割愛させていただきます。

次に、予算書6ページ、7ページを御覧ください。通知いたします。

第3表債務負担行為補正の追加でございます。

7ページ中段の庁舎別館浄化槽保守点検・清掃業務委託から中学校電気保安管理業務委託までの11件が教育総務課の債務負担行為補正になります。

その中で学校等の各施設における浄化槽の保守点検・清掃業務に係るもので期間を令和3年度から令和5年度のものが8件となります。

九鬼・輪内地区で運行するスクールバスの運行管理業務につきましては、期間は令和3年度、限度額を1,397万円とするもので、こちらにつきましては、行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

九鬼・輪内地区における小中学校の通学手段の確保や地域間交流活動などを行う際の移動手段の確保を目的としております。

業務内容につきましては、九鬼・輪内地区における小中学校の登下校時の運行や地域間交流活動などの運行及びスクールバス3台の管理が主な内容になります。

令和3年度のスクールバス利用予定の児童・生徒数は小学生が32人、中学生が21人となる予定です。

予算書6、7ページにお戻りください。通知いたします。

小学校電気保安管理業務委託については各小学校の電気保安管理業務委託に係るもので、期間を令和3年度から令和5年度まで、限度額を369万9,000円に、三つ下の中学校電気保安管理業務委託については各中学校の電気保安管理業務委託に係るもので、期間を令和3年度から令和5年度まで、限度額を158万4,000円とするもので、いずれも来年度及び来年度以降における事業の円滑な執行のための債務負担行為を設定するものでございます。

以上が教育総務課に関する令和２年度尾鷲市一般会計補正予算（第７号）の説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○三鬼生涯学習課長　　続きまして、議案第７１号、令和２年度尾鷲市一般会計補正予算（第７号）の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について補正予算書に基づき御説明いたします。

補正予算書の７ページをお願いします。通知いたします。

第３表債務負担行為補正のうち生涯学習課に関する部分につきましては、７ページの尾鷲市立中央公民館浄化槽保守点検・清掃業務委託から表の最下段の尾鷲市体育文化会館電気保安管理業務委託までの全部で１０件でございます。

内容といたしましては、浄化槽保守点検・清掃に関する業務委託が中央公民館、天満集会場、天文科学館、市営グラウンド、野球場、体育文化会館の六つの施設に関わる部分でございます。

いずれも期間を令和３年度から令和５年度までの３か年とし、限度額の設定はそれぞれ御覧のとおりでございます。

また、電気保安管理業務に関する委託は中央公民館と体育文化会館に係る２件でございます。

期間は令和３年度から令和５年度までの３か年で、限度額の設定は御覧のとおりでございます。

次に、中央公民館清掃業務委託、運動場施設管理業務委託につきましては、令和３年度、１年間の期間としまして上限額をそれぞれの金額に設定するものでございます。

いずれも来年４月１日からの業務を円滑に執行するため、今年度内に準備することができるように設定するものであります。

生涯学習課の補正予算につきましては、債務負担行為補正のみとなります。

以上が生涯学習課に係る補正予算の説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　　議案第７１号の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、議案第７１号の審査は終了いたしたいと思えます。

報告事項が数件ありますので、順次報告をしていただきたいと思います。

○山口教育総務課長　それでは、報告事項につきまして御説明させていただきます。

尾鷲中学校の給食導入につきましては、行政常任委員会資料 2 ページを御覧ください。通知いたします。

給食が未実施である尾鷲中学校への給食導入につきましては、その実現に向けこれまで調査や検討などを行ってまいりました。

8月の行政常任委員会におきまして、中間案を御説明させていただきましたが、本行政常任委員会では最終案という形で御説明させていただきます。

給食導入に当たっては、本市では給食導入における六つの基本的考え方にに基づき検討しております。

また、給食実施方式別比較表では各方式のメリット、デメリットを掲載しております。

この二つの点におきましては、本年8月の行政常任委員会においても御説明しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、次ページの資料 3 を御覧ください。

こちらの表は各方式における実施に係る期間と初期費用、年間運営費を合わせた 10 年間、20 年間の費用比較表になります。

これから説明いたします費用につきましては、全て概算となりますので御了承いただきたいと思っております。

まず、尾鷲中学校の敷地で尾鷲中学校分の給食を調理する自校方式につきましては、用地は尾鷲中学校内の敷地となりますので不要となります。

また、建設にかかる期間は約 1 年間となります。

次に、初期費用ですが、建設費が厨房機器を含めて 4 億 3,900 万円、尾鷲中学校の各階に給食を運ぶためのエレベーター建設費が 2,305 万 6,000 円、食器や各クラスに給食を運ぶ配膳車が 900 万円、計 4 億 7,105 万 6,000 円となります。

次に、初期費用に対する財源内訳になります。

こちら現在のところ国庫補助金が 3,078 万 9,000 円、地方債が 3 億 5,290 万円、一般財源が 8,736 万 7,000 円としております。

次に、年間運営費になります。

こちらは対象となる尾鷲中学校分と 4 方式の比較をするため、親子方式、センター方式に関係してくる尾鷲小学校分を合わせた運営費になります。

まず、尾鷲中学校分として人件費が調理員5名分934万円、運送費は自校分のみのため不要となります。

次に、その他経費ですが、171万7,000円で、こちらは消耗品や調理員の検便手数料、ガス代などになります。

次に、尾鷲小学校分が現在の人件費8名分1,618万円、配送費が不要、その他経費は204万7,000円となります。

年間運営費の合計が2,928万4,000円となります。

次に、今後10年間、20年間の実質の必要経費になります。

実質起債償還額10年間で7,964万6,000円で、20年間では2億1,105万8,000円となります。

また、運営費10年間では2億9,284万円、20年間では5億8,568万円となります。

初期費用、運営費、起債償還額を含めた10年間の経費が4億5,985万3,000円、20年間で8億8,410万5,000円となります。

次に、尾鷲小学校で尾鷲中学校分の給食を調理し配送する親子方式になります。

用地は尾鷲小学校内の敷地となり北側に増設することになりますので、不要となります。

また、建設に係る期間は8か月間となります。

次に、初期費用ですが、建設費が厨房機器を含めて3億8,807万9,000円、尾鷲中学校の各階に給食を運ぶためのエレベーター建設費が2,305万6,000円、食器が643万1,000円、計4億1,756万6,000円となります。

次に、初期費用に対する財源内訳になります。

現在のところ国庫補助金が2,992万3,000円、地方債が3億1,530万円、一般財源が7,234万3,000円としております。

次に、年間運営費になります。

まず、尾鷲中学校分の人件費は、現在の尾鷲小学校分の調理員に3名追加した3名分の人件費として562万円、尾鷲小学校から尾鷲中学校へ配送する人件費、給食配送車費で199万円、尾鷲中学校調理増分のその他経費が74万8,000円となります。

また、尾鷲小学校分の人件費は、現在の人件費8名分1,618万円、配送費については尾鷲小学校は自校であるため不要、その他経費が204万7,000円となり年間運営費の合計が2,658万5,000円となります。

次に、今後10年間、20年間の実質の必要経費になります。

実質起債償還額が10年間で7,051万円、20年間では1億8,422万8,000円となります。

また、運営費10年間では2億6,585万円、20年間では5億3,170万円となります。

初期費用、運営費、起債償還額を含めた10年間の経費が4億870万3,000円、20年間で7億8,827万1,000円となります。

次に、尾鷲小学校、尾鷲中学校分を一括調理し配送するセンター方式になります。

用地は、新たにセンターの建設のための用地が必要となります。

また、用地取得に係る期間は不明であります。

建設に要する期間は約1年間です。

次に、初期費用ですが、建設費が厨房機器を含めて4億7,161万7,000円、尾鷲中学校の各階に給食を運ぶためのエレベーター建設費が2,305万6,000円、食器が1,286万2,000円、計5億753万5,000円となります。

次に、初期費用に対する財源内訳になります。

現在のところ国庫補助金が8,892万4,000円、地方債が3億4,250万円、一般財源が7,611万1,000円としております。

次に、年間運営費になります。

まず、人件費が尾鷲中学校分、尾鷲小学校分を調理する調理員11名分の人件費2,180万円、尾鷲中学校へ配送する人件費、給食配送車費で199万円、その他経費は尾鷲中学校分、尾鷲小学校分で279万5,000円。

次に、人件費は尾鷲中学校分に含まれております。

尾鷲小学校へ配送する人件費、給食配送車費で199万円、尾鷲小学校のその他経費は尾鷲中学校分に含まれております。

年間運営費の合計が2,857万5,000円となります。

次に、今後10年間、20年間の実質の必要経費になります。

実質起債償還額10年間で7,607万8,000円、20年間では2億51万5,000円となります。

また、運営費10年間では2億8,575万円、20年間では5億7,150万円となります。

初期費用、運営費、起債償還額を含めた10年間の経費が4億3,793万9,000円、20年間で8億4,812万6,000円となります。

最後にデリバリー食缶方式になります。

用地は民間の施設で調理するため不要となります。

建設期間は尾鷲中学校のエレベーターの建設期間のみで約5か月間となります。

次に、初期費用ですが、建設費は民間の施設で調理するため不要となります。

尾鷲中学校の各階に給食を運ぶためのエレベーター建設費が2,305万6,000円、食器や各クラスに給食を運ぶ配膳車が900万円、計3,205万6,000円となります。

次に、初期費用に対する財源内訳になります。

現在のところ国庫補助金がゼロ円、地方債が2,300万円、一般財源が905万6,000円としております。

次に、年間運営費になります。

まず、人件費や配送費その他経費につきましては、委託料に含まれております。

初年度の委託料3,120万円のうち、民間業者の委託料として2,400万円、残りの720万円につきましては、食材料費として民間業者が設定した金額と輪内中学校の現在の給食費の差が尾鷲中学校分の生徒数で計算すると年間720万円となり、この部分を市が負担した場合の金額になります。なお、食材費とは保護者の方に負担していただく給食費のことです。

また、初年度委託料は準備費や調理員の被服代など207万円が含まれており、2年目以降はこの分を除いた2,913万円となります。

この委託料は尾鷲中学校分のみでありますので、現在の尾鷲小学校の人件費1,618万円とその他経費204万7,000円を合計した4,942万7,000円が初年度の年間運営費となります。

2年目以降の年間運営費は、4,735万7,000円となります。

次に、今後10年間、20年間の実質の必要経費になります。

実質起債償還額10年間で384万6,000円、20年間では691万5,000円となります。

また、運営費10年間では4億7,564万円、20年間では9億4,921万円となります。

初期費用、運営費、起債償還額を含めた10年間の経費が4億8,854万2,000円、20年間で9億6,518万1,000円となります。

最後に、表一番下の備考欄を御覧ください。

こちら経費に関する主な部分のみ御紹介させていただきます。

自校方式では老朽化した尾鷲小学校の大規模改修の費用が含まれておりませんので、さらに費用がかかることとなります。

センター方式では建設用地を取得するための費用、造成費が含まれておりませんので、さらに必要となることとなります。

また、デリバリー食缶方式でも自校方式同様、老朽化した尾鷲小学校の大規模改修の費用が必要となります。

以上が4方式による経費の比較となります。

次に、実施方式の検討結果につきましては、尾鷲中学校の給食を実施するに当たり四つの実施方式による検討をこれまで行ってまいりましたが、それぞれにメリット、デメリットがあり、本市の給食導入における基本的考え方にに基づき、総合的な観点から検討した結果、親子方式による給食実施が優れていると判断いたしました。

その理由としましては、児童数の減少に伴い一部増築はするものの余裕が出てきた小学校の給食室を活用するため効率的であること、また、近い将来、尾鷲小学校給食室の老朽化に伴う大規模改修が必要であります。併せて実施できることから、将来の財政的な負担も他の方式と比べると抑えられ運営費用も抑制できます。

また、少子化による児童・生徒数が減少していく中、新たに尾鷲中学校に給食施設を建設することは将来的には過大な施設となってしまうおそれがあり、リスクが大きいです。また、尾鷲小学校給食室の大規模改修も行わなければなりません。

また、給食センターを建設する場合、用地の確保が必要になり用地取得費や造成費といった費用がさらに増大するとともに建設用地の確保に時間を要することにもなります。

一方、親子方式では今後の児童・生徒数の推移を見据えた将来のセンター化が可能となり、また、本市で唯一米飯給食が実施できていない尾鷲小学校の改修に併せて米飯調理設備を配備することにより完全給食の実現も可能となります。

しかし、工事期間中の給食について対応する必要があることから、学校現場との協議をし、その解消に向けて検討しています。

デリバリー食缶方式については初期費用は抑えられるものの、運営費用は割高になることに加え、デリバリー方式の委託可能な業者は本市には限られており、万一給食の提供が不可能となった場合、代替業者を早急に見つける必要があります。中学校の給食運営に多大な影響をもたらす可能性があります。

また、近い将来、尾鷲小学校の老朽化に伴う大規模改修が必要になることから、さらに費用は増大します。

以上のことを総合的に検討した結果、尾鷲小学校で調理し尾鷲中学校へ配送する親子方式が優れているとの判断に至りました。

親子方式を実施した場合の工事期間約 8 か月間の給食対応につきましては、現時点では工事期間が約 8 か月間必要となると予定しております。

この間の尾鷲小学校の給食の対応につきましては、現在他校の給食施設を利用して尾鷲小学校分を調理できないかを中心に検討しております。

各学校の調理可能食数や調理設備などを現在調査しているところでございます。

かなり食数が多いですので現状のままでは難しいですが、メニューの工夫や各校で調理する品など役割を明確にすることで実現可能か、現在学校現場と協議しております。

以上が尾鷲中学校の給食導入についての説明となります。

○南委員長 ありがとうございました。

今尾鷲中の導入に至る各方式の比較をしていただいたんですけれども、特に市長のほうから何かございませんか。

○加藤市長 先ほど教育総務課長から説明のあった内容と私の考え方は全く同じでございます。

○南委員長 それでは……。

○濱中委員 資料の 2 ページのところと比較表を見せてもらったんですけれども、自校方式でメリットとされているところにありますこの各学校の実情に合わせた細やかな対応という部分に関しては、どの方式であっても求められるものなんですけれども、こういった書き方をされると、これのメリットというふうに取ってしまうので、ほかではできないのかなということになってしまうので、これは特にこの自校式であるからのメリットとはしないほうがいいのではないかと。ほかのことでもこれを可能としていただかないと給食の意味ないんですけれども、その辺りはどうですか。

○山口教育総務課長 濱中委員おっしゃるとおりではございますが、まず、それぞれの各学校に調理員さん、栄養教諭さんは各学校に全て配置はされていないんですけれども、特にアレルギーについては給食の栄養教諭さんが中心にいろいろ考えではおるんですけれども、その学校に調理員さん、栄養教諭さんがいればすぐにそのいろんな対応ができるという意味で素早い、早急な対応ができるという意味でここには書かせていただきましたけど、給食導入におけるその考え方というのはまず、当然全ての学校において、全ての児童・生徒において必要なことでありますの

で、早急に対応できるという意味でちょっと書かせていただきましたけれども、対応自体は全ての学校で可能というか、やっていかなければならないですし、現在もやっておるというような状況です。

○南委員長　　よろしいですか。

○奥田委員　　私もこの資料2、尾鷲中学校の給食導入についてお尋ねしたいんですけれども、市長の考えをまず聞こうと思ったんですけど、市長は教育総務課長と同じ考えだということでしたので、ちょっとそれはとして。

それで、これ、この前8月、9月でしたっけ、8月でした、説明していただいたものに概算であるけれども数字がちょっと入った感じかなという感じがするんですけども、ただ、私はこれ見て、昨日もちょっと夜見ていたんですけども、あまりにもちょっと結論ありきで、リニアック、9月のときにリニアックの数字の検証、検討したんですけども、そのときに同じ印象を覚えましてよく作ったなという印象を覚えまして、よく眠れましたよ、僕、昨日。寝る前にこれ見て。

あまりにもちょっとこれは作り過ぎですよ。僕やっぱり以前から、高村さんも言うておるように僕はこのデリバリーが一番安いに決まっておると思うんですよ、これ。それをここまでして数字を作らなあかんかなという、よく作りましたね、これ。これ、やっぱり職員の方大変だったんじゃないかなという気はする、病院と一緒に。病院の職務も大変ですけど、教育委員会の職務も大変ですね、これ。

それで、まず、僕市長にお伺いしたいんですけども、市長は、市長もこの考えと一緒にということを言われたんで市長にお聞きしますけれども、市長は経営のプロだと自認されていますけれども、経営のプロの割にはこの設備投資計画というものを御存じないのかな、大変失礼かもしれないけれども、リニアックのあの9月のときを見てもそうですけど、この数字を見る限り市長は僕はやっぱり経営のプロと言いながら設備投資とか、設備投資計画というのをやったことないんじゃないかなという気がしてならないんですけども、これが設備投資計画ですか、これ。

まず、ちょっと僕はここ、よくこんな資料を僕は出してきたなど、議会に対してと思っておるもんで。設備投資するわけですよ、これから。設備投資する上でこれがベストだと思っけていますか、こんな。こんな資料も出してきて。児童会や生徒会じゃないんですよ、議会ですよ、ここ。民間でもあれですけど、民間感覚でやられるという市長がよくぞこんな、児童会でもこんなの作りませんよ、こんな。

よくこんな議会に出してきたなと思うんですけど、これ、正気ですか、市長。本当に、これ。まずそれ、お聞きします。

○南委員長　　答弁求める前に児童会云々というお話がありましたけれども、根拠に基づいて示した数字だと僕は理解しておりますので。

じゃ、答弁を市長、お願いします。

○加藤市長　　まず、中学給食導入について、要するにイニシャルコストという要するにここに書いていますようにどれぐらいお金がかかるんですかというような話。

要は俗に言うたら形をつくったわけなんで、箱をつくったわけなんで。これから運営していくための運営コスト、要するに俗に言うランニングコストというのがある。これがどれぐらいかかるんですか。これを決めるときにはこれは1年で終わるわけじゃないんですから、10年、20年というタームの中でどれぐらい費用がかかるんですかと言っておる。

要するにイニシャルコストとランニングコストとどれぐらいかかるのかということとを10年を基準にした場合、20年を基準にした場合、その場合に特にイニシャルコストについてはどれぐらいの建設費がかかるのか、施工費がかかるのかというような話ですから、当然私は分かりやすい資料であると認識しております。

○奥田委員　　これが分かりやすいんですか。

市長これ、これが設備投資計画ですか。僕はあきれて物を言えませんね、これ。

何でもかと言いますと、まず、単純なことやけれども、下から三つ目のこれ、初期費用を含めた10年間の経費と書いていますよ、あなた方経費という言葉、知っています、経費という言葉。

この意味ってただの、これで見えていくと10年間の経費じゃないですよ、これ。キャッシュフローじゃないですか、これ。お金が出ていくもんでしょう、これ。違う、損益じゃないでしょう、これ。

この言葉の使い方がまず、自体がまず違っている、このね。こういう簿記の基礎の基礎ですよ、こんな。簿記3級でもこんなもの分かりますよ、この経費って言葉使って、だから市長、だって民間におられて分かるでしょう。設備投資計画というのは今言われたように投資額があります、投資額。投資額があって、そして、それがその損益がどうなるのかということを経費計算出てきますでしょう。そして、それとは別にキャッシュフローがあるわけですよ、資金繰りが。

だから、財務四表とか、今国がきちっと作れと言ったのはそのことじゃないですか。特に尾鷲市なんか財政難でしょう今。財政難だからできるだけ国はやっぱり借金するなよということをおっしゃるわけでしょう。だから、今の決算主義、今予算つけて、それを使うたらええんやという考え方じゃなくて、やっぱりこの財務諸表

という資産があり、負債があり、その考え方を持ってできるだけ借金持つなよと、いうことを今国が言われておるわけじゃないですか。だから財務四表でも作っておるわけでしょう今。一般会計は作っていますよ。

だから、きちっとした、これも分けてこんな数字見たら誰が分かるんですか、こんな。経費なんて言っているし、これ。経費じゃないやないですか。

それと中身なんかくちゃくちゃやし、これ。数字が。これ、つくっておるから明らかにおかしいもんね、これ。

だから、あなた方がやるんやったら、まず投資額幾らですかと。まず分けて、そうして損益はどうなりますか、10年間で比較するんだったら損益1年後でどうなりますかという比較して、そして、それが10年間のキャッシュフローが1年間でこうなったらこうなります、それを全部これ、入れてやるべきなんですよ。

じゃないとこれ、10年間だってこれ、この数字が、この数字もでたらめですけど、これ、数字が正しいとしたって、これ、10年間のこの経費でキャッシュフロー、例えば親子方式4億800万になっているけれども、まだ借金がこれ見ると2億5,000万ぐらい残っているじゃないですか、恐ろしいことに。10年経ってまだ借金2億5,000万残っておるんですよ、これ。市長、この財政難の中で。

だって、民間だって、個人だって考えてくださいよ。借金だらけの中で借金しますか。借金できなくなりますよ、これ。起債制限になってこれ、増えてくると、これ以上増えてくると起債制限かかっていますよ、これ本当に。

だから、できるだけ借金を減らさなあかん。だから僕はデリバリーでいいんじゃないかと今思っているんですけど、これだって完全につくっているじゃないですか、数字が。この真ん中の運営費だって、この委託料2,400万がどうはじいたか知りませんが、あと、この720万の調整費なんて、こんな何で出てくるんですか、こんな。これは保護者の負担じゃないですか。

何でここに比較する対象じゃないでしょう、こんな。だからこれだけでも8,000万ぐらい違ってくるし、この720万の、そうじゃないですか。

だから、こういうことを考えると、もっときちっとこういう作った形じゃなくて、数字もそうやけれども、もうちょっときちっと分かりやすく、こんなんで設備投資計画でこれでええやないかと、これで議会によく出してきましたね、これ。これで市民に説明できますか、こんなんで、こんな。もっときちっと今設備投資がこんだけ、このこれかかります。損益計算が1年ほどこうかかります、それでキャッシュフローでこういうふうに出てきますという企画をきちっとして示さないと、こんな

つくった数字駄目ですよ、こんなの。

中身も全然数字がぐちゃぐちゃ、これ、都合のええ数字つくっておるだけ。本当に経営のプロですか、本当にあなた。

○加藤市長 僕は何を根拠で要するにこの数字が間違っているかどうかということについては疑問に残ります。委員長、僕はそう思います。

この場合で、まず総投資額というのは要するに初期費用と言いましたようにそれぞれに4億7,100万円からずっとかかりますよ。デリバリーに至っては3,200万と、これ、皆さん方が御理解いただけると思っています。

その中で財源をどこから持ってくるんですかという説明をきちんとやっているわけなんだ。

国庫補助から地方債、それを差し引いたそれができない分については一般財源で出しますよというような話なんですね。これが4億7,100万からずっと書いたその中身なんです。

そして、年間運営費というのはランニングコスト、毎年幾らかかるんですかというような話、これについて毎年これぐらいかかりますよという年間運営経費が2,900何万からず一とあると。

これで十分分かんないですかと。僕はしかし、会計の中で、要するに損益計算書云々どうのこうのの話じゃないと思っている。この中でどれぐらい投資するんですか、幾ら金がかかるんですか、それでもって運営費がどれぐらい毎年毎年増えるんですかというようなこと。

一番分かりやすい方法できちんと御説明させていただいたと。

○奥田委員 損益計算なんかどうでもいいとか、一番分かりやすいですか、これ。さっぱり分かりませんよ、こんなの。

だって、実質起債償還額だって言ったってこれ、元本なのか、利息なのか、これも分けなあかんじゃないですか、きちっと。全然分けていないじゃないですか、こんなの。こんな簿記3級でもこんな分かりますよ、こんな。償還額って何ですか、これ。元本ですか、利息ですか。

それでこれ、経費も違うやないですか、経費と言います、こんなの。現金でしょう、これ。キャッシュフローじゃないですか。

何で損益計算書関係ないんですか、市長。国はやっぱり損益計算書を見てきちっと今の決算処理じゃ駄目だと言っているわけでしょう。損益計算大事じゃないですか、損益計算書とキャッシュフローと。

そして、これやって、だって、それともう一個言いたいこの、いろいろ言いたいことあるけど、だって今言ったように10年経ったって2億5,000万の借金残っておるんですよ、これ。これだって借金残っているの全然加味していないじゃないですか。

それとこれ、やっぱり設備投資したらデリバリーやったらこれ、要らないけれども、その設備投資したら維持管理費かかるんですよ。耐用年数だってそんなもん、10年、20年、もたないでしょう、こんなの。修繕だって出てくる。修繕費何も一切見ていないじゃないですか。設備投資したら維持管理費かかるんですよ、市長、これ。

だから、自分らの都合のええように維持管理物入れない、それでデリバリーのほうに余計な費用をどんどん入れて、デリバリーのほうが高くなるようにして、それで一切その借金の残高も全然加味していない、財政も考えなあかんやないですか。

借金増えるんですよ、これ。これやったら、親子方式するために3億1,500万の地方債と書いておるじゃないですか。

デリバリーの場合はこれ、エレベーターつけんのに2,300万ということで、これだけで3億違うじゃないですか、借金が。この財政難の中で借金またするんですか、これ、3億。そのこともきちっと加味せなあかんやないですか。

これだけ見たら皆さん誤解しますよ、これ。10年たらああこれだけやったら何だ、4億800万と4億8,000万か、8,000万得やないかと。

でも、10年経ったときに2億5,000万、借金残っておるんですよ、これ。そういう説明をきちっとせなあかんと思うし、中身もこれ、数字も全然でたらめやし。そういう都合のええ数字ばかりで。

いや、副市長に聞いておるわけやないもん、市長に聞いておるんです。手を挙げないでくださいよ。僕しゃべっておるのに、まだ。

だから市長、あなた経営のプロやと言うんやったら、もうちょっときちっとこういうごまかしじゃなくて本当にきちっとした説明せな、僕たちもこれ、これ見て市民の方へ説明ようせんで僕。僕らでもこれ、きちっと説明せんもん今。

いや、これ、こういうふうにしておるけれども、実際には10年経ったで2億5,000万ぐらいの借金残っておるんですよ、それ、全然書いていないんですよと。それでこれ、ここの数字やとこれ、この720万とか、こんな、このデリバリーのほうが高くなってきているんですよって。

○南委員長　　奥田委員、答弁を求めてください。

○奥田委員 分かりました。

だから、僕はこれだけで市民に説明できませんよ。市民の方々に。

いろんなことを注釈入れて説明せなあかんやないですか。ただ、これだけ見ると市民は誤解しますって。新聞社の方もこれ、書かないでくださいよ、こんな。これだけ見て、これ、一番安いなんて。

こんなでたらめなこんなやり方で令和5年に入れるんだ、これで進むんだと、そんなもん冗談じゃないですよ、市長これ。こんな僕、よう僕市民に説明できませんが、できますか、市長。

○南委員長 執行部の答弁を求めます。

○奥田委員 できますか、市民の方々にこれ、説明が。

○加藤市長 ですからこの財源内訳について、要するに地方債でそれぞれ3億5,200万からこれだけ一応地方債で起債を起こしますという話なんですね。

そういう話の中で、その地方債のこの内訳については先ほどの御質問もございましたから、その辺のところは説明させていただきます。

○下村副市長 8月の行政常任委員会で私のほうから説明させていただいた4方式ですね、その中で尾鷲中学校の給食を導入する場合ということで、その中で尾鷲小学校の老朽化が出てきておるということで、そういうことも含めて親子方式が最適ではないのかいうふうなことを説明させていただきました。

それは自校方式にいたしましても、尾鷲小学校の給食室の老朽化がある。デリバリー方式にしても尾鷲小学校の老朽化の改善がどうしても必要になるというようなことで、親子方式ということをしていただいた。

そういった中で4方式のやはり数字も入れるべきではないかということで今回この表をつくらせていただいたということで、一番はやっぱり尾鷲小学校の老朽化の改善、それと米飯給食のできるということを第一に考えさせていただいたものでございます。

○奥田委員 いや僕は聞いているのはいつも副市長、そうやってはぐらかさないでくださいよ、ごもっともらしく。市長そうやけれども。はぐらかす等は要りませんって。

僕はこれで市民の方に説明できへんと言うてるけど、説明できるんかということをお聞きしておるんやでね。

それとこの尾鷲小学校のことを考えるのもそうやけれども、僕はちょっといろいろ昨日も考えよったやんけれども、僕は給食始まったのが、たしか僕小学校4年生

のときですよ、尾鷲小学校さ行っておって。

4年生のときやと思うんですよね。小学1年生で入ったときはまだ僕旧校舎におって、今の新校舎のところ、古い校舎でしたから。それから、改築が起こって、多分給食しばらくなくて4年生のときやと始まったんですよ。5年生の途中やったかと思うんですけど、そのパン給食やったもんで、米飯がええんじゃないかと言うて、ただ、木曜日やったと思うんですけど週に1回だけ白米持ってこいよと、御飯を持ってこいよということになって、6年生のときもそれを週に2回するかという話があったんやけれども、週に1回ということで木曜日だけ、御飯だけ持って出ましたわ。

それで、その米飯という話は当時からあったわけですよ。だから僕は小学校5年生のときからあったわけですよ。40年以上あって、ここへ来て米飯をせなあかんのやとかいう話になって、何で40年も経ってあれなんかなという感じはしておるんやけれども、それ、置いといて。

でも、今回は市長だって公約にして、これ、平成28年ですよ、6月議会で。一般質問をさせてもろうておるんやけれども、そのときに県庁へ調べに行ったらびっくりしたんですよ。尾鷲市だけが、29年6月や、28年ですわ、松阪からこの南側、調べたら尾鷲中だけないんですよ。給食なかった、65校あるうちに。

だから早くせなあかと。だから、市長選のときでも尾鷲中学校の給食どうするんやという話で、せぎやまホールの前市長候補の討論会でもあったでしょう。でも、その尾鷲中学校のことだけ考えるんやったらデリバリーでいいじゃないですか、別に。

前も高村さん言いよったように3年生だけでもデリバリーやっておったらええんや、別に。早いやないですか。それまた令和5年まで待つですか。

今になって尾鷲小学校をくっつけて親子が一番ええんだって、それは尾鷲小学校も考えなあかんですよ、それは。老朽化しているから、40年経つんだから。

だから、そのものをつくる場所も大事ですけど、やっぱり今あるやっぱりこの、今でも民間でもデリバリーできると思うけど、これ。3億円も借金して……。

○南委員長　市長の答弁求めます。

○加藤市長　今回この給食導入における各方式の金額的にイニシャルコストとそれから、ランニングコストでどれぐらいかかんのかというお示しした数字がこれなんですよ。

これに疑義を申し立てておりますけど、我々が計算した内容は10年の場合、2

0年の場合、これぐらいありますというような話なんです。

だからデリバリーが安いかなと私も思っていましたけど、結局こういう数字が出てきたという話なんですよ。

もう一つ言えることはこれ、要は中学の給食を導入するんだったらデリバリー方式でいいじゃないかというような話についてのデリバリー方式の食缶方式の数字がこれなんですよ。そういう話なんですよ。

○南委員長 奥田委員、簡潔にお願いします。

○奥田委員 いや、これなんですよと、この運営費だって高くしているじゃないですか、これ。だって720万の年間、これ10年間やったら7,200、こんなもん要らないし、この委託料もどうやってこれ、はじいたのかという問題もありますけど2,400万。

これ、それでちょっとこれ、やっぱり僕はつくっていると思うし、この親子方式にする場合だってこれ、人件費プラス560万しか見てないけれども、もっと親子方式でこれ、中学校の分つくるんやったらもっと要るんじゃないですか、これ。

だからこういうもうちょっと精査してやらないと。これ、本当に、精査していないじゃないですか、市長。これ、やっぱりこれ、つくっていますよこれだけでもね。

あと、やっぱり財務諸表もきちっと、市長、やっぱり民間出身で経営のプロと言われるんだったらこの財務諸表の借金残高とか、そういうのも考えて、ここへ書いてくださいよ、ここへ。

10年経ったとき2億5,000万残りますと書くべきじゃないですか、これ。それだけ言うておきます。あとはちょっと皆さん。

○仲委員 今回説明いただいて数字的な比較についてはあくまで概算ということで私は見ておるんですけど、あくまで概算ということであればある程度比較ができればいいんじゃないかと。

それよりもその前ページの文章で書かれた親子方式のメリット、現行の調理員で数人の増員で調理が実施できて、運営費用の抑制が可能という点ですね。それで、今後の児童・生徒数も減に下がってくる、右下下がりというのは分かっていますから、その将来的には全てのセンター化が図れるという二つのメリット、それから、どうしても親子方式でなくても、近い将来尾鷲小学校の給食室を改修する必要があるということで今回は同時にできるという意味ですね。

それから、これは僕は一番気に入ったんやけど米飯の完全給食できると。そのメリットのほうを重点的に私は理解をしたいというふうに考えます。

そういう中では補完的にこの数字を比較すればいいんじゃないかという考え方で

す。
それでもう一点は、起債の10年、20年の実質償還額については多分これ、過疎債を使う場合でしたら75%の交付税バックがあるんですから、それが加味されておるかどうかも含めて、ここらは詳細に聞く必要あるんですけど、それであれば将来的に償還額が残っても75%が交付税バックがあるという意味では私は理解しておるんですけど、以上です。

そういうことじゃないですか。

○山口教育総務課長　今の財源内訳のところの地方債なんですけれども、今現状においてはちょっと順番に自校から言わせていただきたいんですけども、学校教育施設等整備事業債と過疎債ということで、過疎債を今一応1億円、残りが学校教育施設等整備事業債ということで今一旦計算はさせていただいています。

二つ目の親子方式では同じく過疎債を1億円充てたとして、残りが先ほど言わせていただいた学校教育施設等整備事業債ですんで、センター方式においても過疎債1億円をと考えていますので、そこから1億円引いていただいた額が先ほど言った学校教育施設等整備事業債ということで計算はさせていただいております。

○野田委員　この資料というか、これは本当に分かりづらい。この資料については、奥田さんも言われるようにこれ、分かりづらいです。

それで、今言ったこのような形になりますよということですけども、一つは市長というか、行政執行部がもっともっとこれを尾鷲中学校の給食をどのように導入するかというところが着眼点であって主眼点でした。市長は僕29年9月に一般質問したときに30年のときも早急にやるような形を言っていて、それで今になってこういう方式という後づけでやったらことがだんだん大きくなってくるわけですよ、一つには。

それで今になったら親子方式やと言って、令和5年からやる。全く、それで、アンケートの中で弁当方式、弁当を持ってきたい親御さんがいたわけですよ。あるいはそれを何を望んでおるかということを考えたら。それで早くやってれというのがあって、そこを十分理解して組み込んだら、僕はこういうやり方をしないと思います。

それで、もう一つ市長はちょっと……。

(発言する者あり)

○野田委員　何がおかしい。

(発言する者あり)

○野田委員　それで、この表の中のこのデリバリー方式の食缶とか書いてあります、弁当方式ということを僕はイメージしておるけれども、運営費で10年間で4億7,564万、それで20年間で9億4,921万とか、こんなんこれ、業務委託するの関係ないじゃないですか。こういう数字を挙げておるけれども。

これ、業務委託、業者がやることであって、尾鷲市としては今言った委託料、どんだけするかと保護者のほうからどんだけの給食費をもらって、収支はしていかな駄目ですよ。そういうことです、一つは。

それと、この実質起債償還額10年、今奥田さんの言うた元金の償還なのか、利息の償還なのか、1年間のどのように計算されたかというのもこれは非常に不透明で。それで、今尾鷲の問題は市長は地方債の借入れが減ってきたからいいんじゃないかということと言われるけれども、そんな問題じゃないんです、尾鷲は。キャッシュがないんですよ、キャッシュが。

もっとそこら辺を十分検討して、自分のときにこれを設備投資やったらええんじゃないなくて、キャッシュがずーって足りないんです。公債費比率って経常収支比率が98%ですよ、これ。今の段階で。

それとキャッシュが足りないから、ただ公債比率が下がったらいという問題じゃないんですよ、これ。構造的な問題なんです。

そこら辺も十分検討しないと大きな誤算ですよ、これは。こういう資料だけ再度僕委員長に要望しますわ。これ、きちっとした形でもう一遍出してくださいよ、これ。

○南委員長　今の委員長にきちっとした形で出してくださいという要望がございましたけれども、副市長も先ほどお話ししたように8月19日の段階で初めて親子方式じゃ、自校方式じゃということで委員会のほうへお示しされて、各委員さんからはちょっと資料的にはちょっと中途半端なんじゃないのということで、もう少し詳しい資料を出していただきたいということで、この12月にある程度のこの方向性は示すということで、話を聞いてくださいということで、今回この概算の数字が出していただいたということでございますので、これはあくまでも今議会の議決事項ではありません。

その他の報告ということで、あえて今日、市の報告とのこの前の質問の中で令和5年4月の運用を目指すという市長の答弁があったように、また後々の議会の議決というのは当然予算的に上がってくるということでございますので、そのときに

我々議員が最終判断するというのが議員の務めでございます。

ただ、資料にもし不備があるような、何かあったら、再度議長とも相談して、また執行部の方へ相談して出させていただきます。

○加藤市長 先ほどの野田委員に対する回答を申し上げたいと思っています。

このデリバリー方式のこの弁当方式というのは、これ、経緯があるわけなんですね。

これ、ちょっと議員さんの名前も言わせていただきますけれども……。

○南委員長 市長、極力名前は避けてください。名前は避けてください。

○加藤市長 30年12月の第4回の定例会のときの一般質問の中で、このデリバリー方式云々ということで質問されました。

私はデリバリー方式、特にこの弁当方式、これについての喫食率が低いですねというような答えを出しています。

それで、教育長のほうから同じような回答をして、この弁当方式以外にセンター方式とか、親子給食的な在り方を義務教育の中で給食教育の中で給食を保障していくことが望ましいと発言しております。

その後、30年、その31年3月の第2回のこの定例会の行政常任委員会で、ある委員の方からデリバリー方式について、そのときに担当課長はデリバリー方式、弁当方式の喫食率から給食導入をしたと言えるか疑問であるという答えを出して、私のほうからある議員の質問に対してデリバリー方式、弁当方式です。これ、食缶方式じゃなくて、弁当方式は非常にまずいという結論に至ったという。

したがいまして、小中学校の人口動態も踏まえながら計画を再度練り直すように教育委員会に指示しましたということで、その令和元年度の第2回、6月の一般質問に対してある議員の一般質問で、デリバリー方式（弁当方式）は却下し、センター方式で検討しているという、こういう回答を出しているわけなんね。

それで今日に至って四つのデリバリー方式の中の食缶方式も踏まえた中で、四つの方式を8月のときにきちんと御説明させていただいて、今日最終の質問、御回答を申し上げるとこういう話なんですよ。

○南委員長 執行部の方向性の話をしていただいたのね。

○加藤市長 方向性の話なの。今までなった経緯の。

○三鬼（和）委員 先ほど説明聞いた中で、1点はこの表をいただいた中で、奥田委員の指摘の一番最後のまとめについては、償還については事業会計で言う4条会計であって、下は運営費は経費ということなので、下をまとめて経費という表現

はちょっと不適切と思うので、今後出すときにはこの辺は控えていただきたいと思うのが1点と。

これ、あの前の2番目の説明のときに、これ、今後の、今仲委員も言っておりましたけど、子供の数等も勘案して、見てというのなんだけど、教育長、もう少しそういうことであれば生徒数の減っていくということをするんだったら、運営費の中で10年度も残りあとの10年足したら20年も一緒の金額やもんで、生徒が少なくなったらこの金額が運営費に関しては生徒1人分で考えたら減ってくるという理屈が、値上がりとかそういう分もあろうかと思うんですけど、概算で平均値出したという返事くれたらそれはそれでいいですけど、少なからずともこれは経費は人数によって下がる確率があるというので、この表現の仕方がいかなものかというのと。

それともう一点、尾鷲小学校のこの親子方式、将来的には子供の数でセンターにもなり得るであろうという表現につながると思うんですけど、現尾鷲小学校の給食室の校舎全体は耐震性であるとか、今後の20年、30年の対応性というか、これは今回のあれに勘案されておるんですか。

その辺ちょっと親子方式であるとか、小学校にするに関しては重要なところだと思うんですね。5年、10年で終わるんだったら別ですけど、少なくとも生徒数の数と二、三十年、例えば宮之上小学校、新しくやりましたけど、向井であるとか、矢浜のほうにも親子方式で運ぶであろうということもこの二、三十年の間では出てくる声かと思うんですけど、そうなった場合将来的なセンター方式をするにあっては現校舎も大丈夫なんかどうか。現校舎そのものを建て替えせんなんというたら根底からこの計画が変わっていくとは思うので、その辺はいかなんですか。

○下村副市長 現校舎の耐震化はなされております。

三鬼委員おっしゃられたように当然10年、20年となれば8月にも申し上げさせていただきましたが、最終的に残る学校は尾鷲小学校と尾鷲中学校になると思いますので、尾鷲小学校をセンター化にするのが一番効率がよいということで親子方式を推薦させていただいております。

○三鬼（和）委員 親子方式から将来的にセンター方式というんか、それに移行するという前提で大きく円が描かれておるのであったら、それはそれで今回絞り込むという中もあれなんですけど、ただ、こういった資料を出していただく場合は経費的なものと起債は起債でしていただくというのが分かりやすいであろうというのと、それと、これまで教育に関しては少子高齢化が進む中では適正配置とか、適正

数というのをずっと教育委員会を大事にしてきたのに、ここ何年かはそういったことを置き去りにして物事を単直的と言うか、やられておるみたいやもんで。

生徒数が減ってくるのであればこの辺は物価がどうなんかというのを踏まえた状況もある程度勘案するというと、この経費というのは20年とか30年で、単純にすれば人数が減ればその単価分だけ下がってくるということも読めますし、ただ、景気は我々や教育委員会は読みにくいとは思いますが、その辺はちょっとその辺の通の人にちょっと大学の先生なりに聞いていただいて、もう一度この辺の数字を読み直されるほうがいいのではないかなと思うんですけど、いかがですか、そういった考えは。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○山口教育総務課長 今はそのセンター化というお話があったかと思うんですけども、今後の児童・生徒数考えると当然考えないといけないということから、今回親子方式であればそういったことも可能であるという考えからきておるんですけども、矢浜小学校、向井小学校も給食施設については尾鷲小学校ほどではないですけれどもかなり老朽化が進んでおるところと、今後の児童・生徒数の推移を見ていく必要あるんですけども、矢浜、向井というのは給食施設についてはセンター化が先に図られるのではないかと。

あと、宮之上小学校につきましては、平成26年と比較的給食施設、新しいですし現在ドライシステムも採用できておりますので、その辺からもう少し宮之上小学校については先になるのかなと、何年というところはまだ試算はできていないですけども、そういったことが考えられます。

輪内地区におきましても賀田小学校は同じく老朽化が激しいですし、輪内中学校は平成24年、こちらドライシステム、細菌が防げるような給食施設になっておりますので、賀田小学校は近い将来、輪内中学校に給食施設は統合されていくのではということで、そういった考えがあってセンター化というところが一つあります。

○濱中委員 先ほど起債の内訳を言っていたときに過疎債というふうに過疎債を一応組み込んでおるといふふうに言われたんですけども、令和3年からは既にリニアックで過疎債1億円というのが出ていますよね。これもここで償還額のところに令和3年スタートになっているんですけども、尾鷲市で見込める過疎債、大体2億というふうに以前の説明で聞いておるんですけど、来年度はじゃ、リニアックとこの給食で過疎債全部消えるというふうに理解してよろしいですか。

○加藤市長 リニアックについては令和3年度に過疎債を1億円使わせていただ

いて、今回工事費用、工事施工について令和4年に過疎債1億円、これを1億円ずつ3年、4年と使わせていただきたいと思います。

○濱中委員 令和3年から設計始まるんですね。それでそういうふうに分けて起債をするというやり方で理解すればよろしいんですか。

○野田委員 尾鷲中学校の給食というのはアンケートも含めて早くやってくれというのが第1の目的です。そして、保護者も財政面は尾鷲が悪いからそこら辺も考慮してやってくださいよというのは目的なんですよ、一つの大きな。

それで、そういうところを加味して、僕はデリバリー方式というのあるんだったらそのほうが良いと思っています。そのほうがキャッシュのフローで流れていきますから、ストックでつくってどうこうしないでいいんです、まずは。それともう一点は僕四日市に住んでいましたけれども、あそこは16年から17年、市町村合併しました。そして、あそこはデリバリーですと来ています。

それで、令和5年のこの市長の言われる令和5年に給食センターというのをつくるわけです。

というのは何言いたいかと言うとそれだけじっくり基本計画から資金計画、副市長はやっていると言うんかも分からんけれども、もっとこう練り込んで形できちっとした形でやるわけですよ。僕見ておって急にこの3年経ってから、いろいろやり方があつたらうけれども、急にこう回答を求める、答えを求めてしまうようなやり方になってしまって、検討できることはないというふうに僕はまず、1点思っています。

それと喫食率が低いとか言いますけれども、三重県はデリバリー方式も給食の一つと認めていまして、それで20%とか、25%の間に推移しているのは分かっていますけれども、喫食、それがあつたとしても栄養士とか、いろんな人がいて、それがおいしいとか、おいしいないとか、そういうのは常にアンケート取りながら三重県でも5市町がやっていますけれども、そういうふうなアンケートというのが向上率を上げるとか、あとが親が弁当を作りたいとかいうところは、そういうところを選択してやっているんです。

その後、市長が言われる親子方式とかというものは財政も見ながらきちっとした形の計画のもとに、きちっとした形でそれをやっていくということだったら分かるけれども、ただ、ないというんですか、借入れの地方債が減ってきたから、そんな問題じゃないと思うんですよ。

それで、11.2%という数字が出ていますけれども、熊野や紀北町なんかは

5%台ですよ、これ。公債比率というのは。何もいいことないですよ、ただ、健全化率の20%からすると低いよねというのが……。

○南委員長 野田委員、簡潔にお願いします。

○野田委員 だから、そういうところをもっと十分に認識してやっていかんと大きなこれ、ミスになりますよ、やり方が。

○加藤市長 御指摘は御指摘として受け止めますけれども、しかし、まず、今回デリバリー方式で弁当方式はこれはちょっとやめましょうというような方向の中で、デリバリー方式の食缶方式も含めた四つの方式をきちんと検証しながら、検証しながら要するに執行部の案を出させていただいたという話なんですよ。まずね、まず。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ちょっと待ってください。

○加藤市長 もう一つ、ある程度の要するにストックとか、フローとか言っていますけれども、その辺のところを見込んだ形でまずはやはりこの尾鷲中学校の生徒に与える不平等感というのを何とか払拭しようというような形でやってきたわけなんです。

そういう中で今回の場合に期間についてはこれからデリバリー方式でやるのであれば建設期間は5か月かかりますねと。親子方式だったら8か月、ほかは1年かかりますよというところをスタートしているわけなんです。

そういう形の中で、きちんとした形の中で要するに資金計画もきちんと考えた上で今回これを提案させていただいているということです。

○南委員長 高村さん、よろしいですか。

○高村委員 先、すみません。市長の先ほどの答弁で一般質問の話もいろいろ出てきました。私もした1人です。そのときは早く、父兄らは尾鷲市はこの問題で早く、そして、月幾らかかるか明確に知りたいんですよ。

そのためには執行部でいろいろデリバリーとか何かに聞いて研究をしてもらって、それで幾らかかります、それで私の言うてある(聴取不能)というの、国の補助があります。そういうのを比較してどんだけ安くなるかを研究してもらって、これでは駄目ですよというんやったら先ほど言った親子方式もあるか分からんけど、まず、そういう議論をしてくださいよ。

それで、私の次に上岡さんが一般質問してデリバリーは駄目だというようなことを言って、あんた1人の意見を聞いただけじゃない、私の意見も聞いてください。

○加藤市長 ですから、正直言ってこの辺のところははっきりしておきましょうよ。

私の申し上げたのは令和2年度の第1回目、要するに2年3月9日、高村議員、それから、上岡議員からもこれの一般質問ありました。

それで、私は高村議員のほうに答えとして給食の意義の説明をさせていただいて、令和2年度の中頃には、これは令和2年3月の議会なんですけど、3月の議会の一般質問で令和2年度の中頃には4方式の検証結果をまとめて報告したいと。その後、上岡議員については要するにこれに対するメリット、デメリットを説明させていただいて、これも同じ3月なんですけど、なるべく早期に実現したいという回答をしています。

それで、給食の意義について同じように令和2年度中頃には4方式の検証結果をまとめて報告したいと。それで8月に報告したわけなんです。

こういう順序立ててやっていますから。

○内山委員　私は親子方式のメリットとして一番大きく思うことが食育の推進やと思います。

その大きなところは特に小学生に対して調理員の努力する姿を見せられるという、そこに大きなメリットがあるんじゃないかと思うんですけど、この辺については教育長、どうでしょうか。

○出口教育長　今いただきました食育に関する指導につきましては、今内山委員のおっしゃるとおりでございまして、給食の中での指標の目標といたしましては、幾つか挙げられております。

今言われた要は感謝への気持ち、感謝への心とか、それから、一番重要視されるのは私は社会性だと思うんですね。給食の中で培われるいわゆる社会性というものにつきましては、全員が協力して食事の準備をすとかあるいは後片づけをしていく、それが自分の働きがクラス全体の役に立っているとか、そういう意味で非常に重要になってくる。

私は給食自体というのはやっぱり学校教育の一環であるというふうに思っておりますので、今言われた部分については非常に重要なことだと思います。

○南委員長　給食の導入につきましては、まだ議論が尽きないと思うんですけども、あくまでも8月の委員会に基づいて12月である程度の方向性は示すということで、今日報告事項として報告をしていただきましたので、まだほかにも三つの報告事項が教育委員会がありますので……。

(発言する者あり)

○南委員長　それでは、最後で楠委員。

(発言する者あり)

○南委員長 いや、最後ですよ。こんなもん切りないですよ、し始めたら。

(発言する者あり)

○南委員長 いやいや、僕以前から言うていますように、本来は報告事項は定例会中にやりたくないんですわ、本当は。本来はこれも供してまた、来年度、また、しっかりした形で……。

○奥田委員 だって、委員長がこんなん受けるからじゃないか、これを。

○南委員長 やろうと思うておるんですよ。

○奥田委員 市長は最終だと言うておるんですよと、最終報告だって。最終案、こんなん委員長、受けるべきじゃないですよ、こんなの。事前に。

最終案だと言われるならちよつと議論させてくださいよ。市長は最終だと言ったんですよ。今日。

○南委員長 方向性ですよ。最終の市長の、我々が決めるのが、我々ですよ。

○奥田委員 だから、きちっと……。

○南委員長 議決するのは、これ、当然ですよ。

○奥田委員 時間あるじゃないですか、まだ。議論しましょうよ、議論。

○南委員長 あくまでも僕は定例会中は付託された議案を中心にやりたいと再三再四委員会の中で、今日なんかかなり時間を費やしていますよ、これ。そういう意味では。

ある程度僕は来年にもまた、議論したかったんですわ、この問題は。今日で全てやらうとか思っていないよ、全然。

○奥田委員 そうじゃないよ、もうちよつとさせてくださいよ、もうちよつと、これ。

○楠委員 じゃ、何点かちよつと気になるんで来年早々にやってくれると期待して、まず、そのデリバリー方式そのものの中に初期費用でこのエレベーターとか、その配膳車とか入れていますよね、委託はあくまでも子供たちの数の分の食材をつくって、食缶なり何かいろんな方法で配達する。だから、デリバリーの委託そのものの中に金額が入ってくると自体おかしいんですよ、そんなの設備投資はだって行政でやる話ですから。

それとあと、人件費にしても尾鷲小学校の人件費が急に民間の委託の中に入ってきたりとか、何を足し算しているのかなということで、今回この委託することにあたっていろんな業者から見積りは取っていると思うんだけど、この途中で委託料2,

100万とかありますから当然食材は入っていないし、じゃ、親子方式とか自校方式でも食材どこに入っているのかなと疑問になるし、足し算して増やすための方法で、さっき市長が言っていたデリバリー中止の方向で積算したらこうなりましたとなるのか、その辺をちゃんとやらないと、実際民間委託の参考見積りなり取ったと思うんですけど、それ、実質幾らなんですか。

やらないための積み上げではなくて、そっちのほうの方が普通だったらデリバリーとか民間委託のほうの方が安いんでしょう、そうしたら尾鷲市を全部やっている民間委託全部やめりゃいいんですよ。そうでしょう。

○山口教育総務課長　　今楠委員言われたそのまず、エレベーターの考え方なんですけれども、先ほどから言っておりますようにデリバリー（食缶方式）とさせていただいております。これは食缶で配膳する方式のことで、弁当ではない。

デリバリーとはそもそも民間委託ということですので食缶で運ぶと。食缶につきましては、かなりクラスで配膳するために大きな鍋というか、銀色のちょっとイメージつけていただけるかなと思うんですけれども、それを配膳車、ワゴンのものを各クラスに運んでいくワゴンを、台車の大きいような形になるんですけれども、それをエレベーターがないと運べないということで、ほかの方式と同様にエレベーターの部分を入れています。

ただ、初期費用として入れたのはいうところなんですけれども、当然その全体でどれだけの費用がかかるのかというところで当然委託料には入っていませんけれども、費用としてはかかるということでここへ計上しております。

あと、尾鷲小学校の人件費が入っている部分なんですけれども、あくまでこのデリバリーの委託料は尾鷲中学校のみの委託料になっておりますので、ほかの親子センターとの比較する場合、当然尾鷲小学校の部分も入れないと比較にならないですね。親子でもセンターでも当然同額を人件費は入れています。

その他経費についても同額を入れていますということで、尾鷲小学校の分も入れて比較をしておると。

あと最後、食材費の補助の720万円のところなんですけれども、これ、そもそも食材費とは給食イコール給食費です。輪内中学校の給食費が現在今月4,800円になります。ここで上げておる食材費がちょっとこれ、見積りを取らせていただいたのと差が年間給食で約11か月程度で見るとは思いますが、月20日間、それで積算すると中学校分の教師を除いた児童が350人いますので、その計算によると年間約720万、輪内中学校と差が出てくるということで、その金額を保護者

に負担していただくわけにはいかないとその計算でいくと月6,670円になります。

輪内中学校が現在4,800円になりますので、その差額が1,870円にもなってしまうと。これを市が負担した場合には720万円ということになりますので、それを委託料にプラスして比較するためにこちらへ計上させていただいたということです。

○楠委員 実質的な考え方は、私はそんなにおかしいとは思わないんだけど、本来委託ってある程度そろったものにとんと委託するわけでしょう。あれもこれも設備をくっつけて委託しますんだったら、これより安い工事でやってくれるかもしれないけど。

だけど、実際委託というのは何々お願いしますねとやっているんだから、余計な設備の話なんかないし、起債の償還なんか関係ないわけですよ。それだったら別途に教育委員会でやりゃいいという話だから。

委託の本来の考え方を示した上でやらないと。小学校の話なんかをここに入れる話はないわけですよ。たまたまやりたいための小学校の作業をやりただけで、老朽化によって。

今委託するのは小学校に委託しているわけじゃないでしょう。尾鷲中学校の給食をやりたいところの委託ですよ。そこを明確にしないと、あれもこれも足してこうなったら高いんですとか、安いんですとかという話ではなくて、もう少し積算の考え方も示さないと、建設にしたってそうでしょうね、概算は出しているんだろうけど、どういう組立ての中でこの金額が出たのか、委託の場合は工事費はないですからどうでもいいんですけど。

そういうところをもう少し明確にしないと、計算した上で積み上げたらデリバリーのほうが高いんです。そんなもん誰も納得しないと思うんですが、いかがですか。

○加藤市長 尾鷲小学校の現経費を全部足しているから、これ、全部引いたったら差引きの中でそういう差額が出るというのは分かっているじゃないですか。

○南委員長 ここで10分間休憩にします。

(休憩 午後 2時31分)

(再開 午後 2時40分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

まだ、教育委員会の報告事項あと3件残っておるんですけども、若干学校給食

の問題でもう少しだけ時間を取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○奥田委員 手短にいきます。その過疎債の話、さっきありましたでしょう、市長。僕これ、9月のときに申し上げたけれども、2億の枠しかないじゃないですか。

過疎債使えるといってもほか、例えば全体10億しますでしょう、今10億円、これをこの1億でもこっち使ってしまうと、ほかの8億の事業が使えないやないですか、使おうと思っても。

だから、僕は9月のときも申し上げたけど、リニアックの1億使うんやと、2億あるうちの。でも、それを使うことによってほかのところで使えなくなるから計画には入れないでくださいよと。入れたとしたら、入れるんなら、それ入れたことによってほかの事業で不利益が生じるわけじゃないですか。ほかの部分で。その分を加味しないといけないよと、これを簿記の1級で出てくるんやけれども、機会費用というのあるんですよと、僕は説明してあげたじゃないですか、9月のときに。

そうやもんで、過疎債使えるからその部分だけは戻ってくるものが多いんですよ、負担が少ないんですよというのは1億、それはちょっと僕こういう計画ではなじまないんですよ。入れたら入れたで機械費用を入れるべきやと思うもんで。経営のプロやったらそれぐらい考えてくださいよ。何回言わせるんです、同じことばかり。

それと市長、弁当方式やめましょう、やっぱり正直に言われましたね。弁当方式はやめましょうよということでスタートしますと。だからやっぱり、この資料を見る限りやっぱり結論ありきで数字をつくったんだなという気がしていたんですけれども。市長やっぱり正直ですね。ところどころに正直なところが出るんですけど。

それで、教育長に1点お聞きたいんですけど、今の尾鷲中学校の全体の生徒数、それで10年後の生徒数って教えてもらえませんか、ちなみに。

○出口教育長 今現在総数360名、すみません私は8年度しか持っていないんですが、令和8年度で288。

○奥田委員 今360で6年後で288と。だから、80%になってしまうということやね。

ということはもう10年経つと6割ぐらいになる可能性があるわな。

だから、この2,400万という委託料、これ。2年目以降が2,100万ではじいていますけど、これ、聞くところによるとあるところの見積りやということなんですけど、これも生徒数ではじいておるんですわね、今の。そうやもんでこれが市長、物すごい減るんですよ、が一っと。これ、委託料というのは。

それで、さっき言ったように720万の調整というのがありますでしょう、これ

もさっき聞いて分かったんやけれども、輪内中が4,800円と、だから20日で割ると240円で見えておるのかな。これ、今の試算で見ると287円ぐらいで見えておるらしいんですよ、これ。そうやもんで47円高いんですよ、その分でしょう、これ。

だから、そこはやっぱりこの今後の、今見積1社しか取っていないんでしょう、これ。だから、きちっとその辺の交渉で僕は下げられることは下げられると思うし、今これ、輪内はそれでやっておるんやったらそれで。

保護者の負担がちょっと増えるかもしれない、その辺は調整できると思うもので、やっぱりこの720万というのはやっぱり入れるべきじゃないと思うんです。今の試算の中で、これ。これ、10年したら7,200万やもん。その分だけで大分違ってくるでしょう。

だから、やっぱりこういうのはきちっと数字を客観的に見られるようにするようなことが大事やと思うし、あと、やっぱり維持管理費、設備つくったらお金が要ると。外部委託じゃそうじゃないけれども、やっぱり修繕費とか、これ、耐用年数もそんなに長くないでしょう、これ。だから、これ、10年、20年したら絶対どこかガタが来て修繕費かかってくるわけやし。それでいろんな維持管理かかっているわけやもんで、そこを加味していないし。

もうちょっとこれはきちっと精査してもらって、もっと分かりやすい、市長は最終と言うたけど、これ、やっぱりきちっともうちょっと分かりやすく、僕らも市民の方に分かりやすいような資料にしていきたいと思うんですけど、いかがですか。今三つか四つ言いましたけど。

○加藤市長 さっきのこのトータルとしての概算ということについては、一応こういう数字が出たと。そういう形で一応これも目安であるという認識で、仲委員がおっしゃっていただいたそれぞれのメリット、デメリット、こういったことも認識した上で、一方で、尾鷲小学校が30年ですか、44年の老朽化しているというような話でもって、今一番問題になっている尾鷲小学校の問題になっているのが、やはり衛生上のウェット方式という、そういうあれをドライ方式でというようなそういう話もあるし、そういうことを全部加味した上で今回中学校の給食導入となって、尾鷲小学校の親子方式、これが我々としては一番望ましいという報告をさせていただいたと、こういう話でございます。

○南委員長 それでは、学校給食の問題はこれで終わりたいと思います。

続きまして、奨学金のほうお願いいたします。

○山口教育総務課長 次に、令和3年度尾鷲市奨学金についてにつきましては、課長補佐から説明いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 では資料3を御覧ください。通知いたします。

高校、大学等へ進学する生徒で学資の十分でない者に対し奨学金を貸与し、卒業後、社会に貢献してもらうことを目的とした尾鷲市奨学金ですが、貸与希望者は年々増減はあるものの今年度の希望者が特に少なかったことから、これまで議員の皆様などからより利用しやすい奨学金となるようにとの御意見をいただき、検討を進めてまいりました。

そこで来年度、令和3年度より貸与方法及び選考基準の改正等を行いたいと考えております。

まず、貸与方法ですが、これまでは5月、8月、12月の3期に分けて奨学金を貸与しておりました。

入学金や引っ越しなど入学時に最も学資が必要になるであろうことから、第1期の貸与時期である5月を4月へと変更、また、多くの学校では前期、後期と分けて授業料を納めていることから、4月と10月の年2回に半年分を貸与する方法へと変更するとともに、また、4月に年間を一括して貸与する方法を新設し二つの貸与方法から選択できるようにしました。

なお、この尾鷲市奨学金貸与規則の改正案は先般開催されました教育委員会の定例会において御承認いただいております、令和3年4月1日から施行したいと考えております。

次に、選考基準ですが、これまで応募資格として最終学年の平均成績が3.0以上である者と規定しておりました。

奨学金貸与条例に規定されている目的は、勉学に対する熱意のある者で学資の十分でないものであることもあり、この平均成績を削除し品行方正で勉学に対する熱意のある者に改正したいと考えております。

この品行方正で勉学に対する熱意のある者についての確認につきましては、学校長が記載する推薦調査書において生徒のスポーツ、文化関係のクラブ活動などでの活躍などについて記載する人物所見とまた、授業態度などによる勉学欲所見から判断したいと考えております。

また、償還免除の周知の強化が必要ではとの御意見もいただいたことから、本市において漁業、林業、農業等の地場産業または民間事業所等に5年間継続して従事した者に対して償還を免除する制度について、今後周知の強化を図ってまいりたい

と考えております。

説明は以上でございます。

○南委員長 奨学金について何か御質疑のある方。

○楠委員 3番目の償還免除制度のPRの強化ということで、漁業、林業、それから、民間事業所ということで、尾鷲市に住所地があって、なおかつ納税している方で事業所の関係で市外に行っても対象ということの運用でよろしいでしょうか。

○南委員長 市外の方ですか。もう一回、もう一回。

○楠委員 事業所の関係で熊野とか紀北とか、紀宝町のほうに行っているんだけど、税金を尾鷲市に納めている場合は運用上この対応でできるのかという。

○山口教育総務課長 尾鷲市に会社で例えば先ほど言われた熊野とか紀北町へ行かれていて、本社が尾鷲にあればそれは免除対象となります。

○野田委員 ちょっと関連しますけど、この償還免除制度のPR強化、これ、いいことですね。よう考えてくれたなと思いますよ、これ。前からあるんですか。

○南委員長 ずっと前から。

○野田委員 すみません、知らなんだですけれども。

いや、この地元で5年間、本当にこれ、こういうのを伸ばしてどんどん地域、いや僕はあまり、ごめんなさい、恥ずかしい話、知りませんでしたもので、これ、ええことやなということの一つ言いたいことと、もっとこれ、PR、本当にしたってください、これ。

それともう一点は、この改正後ということで1期こういう形、また、2期という、1期、2期ですということになんやけれども、これは返済と言うか償還を途中繰上げしたい場合は月割でやるということですか。元金の残っておる分。

○山口教育総務課長 今回これ、改正させていただいたのは貸与、こちらから貸すほうの改正です。返還というか、返していただくときには先ほど言われたように一括で返していただいてもよろしいですし、分割でということで、それは選択はできるようにはなっております。

○野田委員 この改正後の品行方正で勉学に対する熱意のある方、こんな平均成績が3.0以上だということを撤廃してもらったということは本当にいいことやと思いますわ。子供というのはどこで伸びてくるか分からんし、やっぱりそういうところを非常に最初からは枠にはめてやるということはいくないと僕は思っていて、本当にありがとうございます。ちょっとPRだけよろしくお願いします。

○小川委員 これ、改正後、4月から12月、3月分まで一括で借り入れるよう

な、これ、一括で借りると30万円やったですか。

30万で国立大学入学金25万からぐらいやったと思うんですけど、以前、大学行くけど入学金がないので諦めたという話も聞いたものですから、以前からこれ、言わせていただいて、やっと今やっていただいて本当にありがたいなと思うんですけど、今償還のことを野田委員さん言われましたけど、今景気が悪いこともあって、所得連動型ということは考えていないですか、償還の場合。

○山口教育総務課長　今回、今年度につきましては2名しか貸与者いなかったということで、どういった方法がいいのかということをお諮りして、この3点を今回やろうかということになりました。

今後、来年度以降その貸与者の推移、どの程度申し込んでいただくかとかということも含めて、そういったことも含めて小川委員言われたこととか、あとは金額のことであつたりとかということでは来年度以降の募集人員によってちょっと検討していく事項かなとは考えております。

○三鬼（和）委員　選考委員さんの中で、議会の要望、議長と委員長が出るのかな……。

○南委員長　入っています。

○三鬼（和）委員　ということでこれまでも議会の要望、この5年間おつたら済まなくていいというの、議会から要請してできたことだと思うんですけど、これも踏まえて、今回コロナ禍の中で来年3月ぐらい以降に成人というか、学業を終えられたという方が就職が難しかったということもなきにしもあらずではないかなと思うんだけど、そういった対応とか、そういったことが出てきたらどうするかということは今回あれですか。そのときは選考委員さんとか等々、集めてまた、議論されるのか、ちょっと考えておく必要があると思うんですけど、いかがですか。

○山口教育総務課長　様々な理由で返還が難しい方もみえると思います。

そういった中で猶予というような部分もありまして、そこがそういった事由によって返還の猶予ができるのかどうかということもあるんですけども、貸与の中には疾病またはその他事由によりそういった返還が難しい場合は猶予するとかということもありますので、そういったことを踏まえて、今後また、貸与選考委員会委員のほうともお諮りしながら、そこら辺のことも決めていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　なけりゃ無駄な心配で終わったというだけでいいと思うんですけど、このコロナ禍というのはこれまで、ここ近年日本とか世界が経験したことないことと、そういった社会になりつつあるということから、そんなこともひょっ

としたらあるのではないかというぐらいの気構えというか、対応をどうするかということも日頃検討もされても悪くはないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○奥田委員　それちょっと確認なんですけど、今年度再募集しましたでしょう、再募集の結果ってどうだったんですか。

○山口教育総務課長　今回の2名ということで、コロナの状況もあり再募集という形で11月のたしか6日までだったかと思うんですけども、再募集かけさせていただいたところ、募集のほうはゼロということで結局、今年度は2名ということになってしまいました。

こういったことを踏まえて、また先ほど言った三つの点の改正において、何とか希望者が増えるように努力していきたいと思います。

○野田委員　この償還免除制度で、例えば尾鷲以外のところで25まで働いていて、それで尾鷲に戻って頑張りたいというような方がいた場合、奨学金を借入れている期間がまだ残っていた場合は、尾鷲に戻ってくるということですから、その分は免除してもらえるんですか、途中の場合は。

○丸田教育総務課長補佐兼係長　今の規則では、卒業をしてから6か月以内に本市に居住するということがうたわれていますので、今の状況ではちょっと難しいです。

○野田委員　分かりました。ありがとうございます。

○南委員長　それでは、次の報告をお願いいたします。

○三鬼生涯学習課長　続きまして、生涯学習課からは報告事項として令和4年度以降の成人式について、三重とこわか国体関連の予定につきまして、資料で御説明させていただきます。通知いたします。

資料の1ページをお願いします。

令和4年度以降の成人式につきまして、平成30年6月に民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

これに伴い、現在本市では成人の日の前日にその年度の20歳になる方を対象に成人式を開催しておりますが、令和4年度以降の対応につきまして、対象者の方への事前周知を図る目的からこのたび主な方針を取りまとめましたので御報告いたします。

まず、令和4年度、2022年度以降の成人式につきまして、対象者はその年度

に20歳を迎えられる方、つまり現行どおりです。

名称を尾鷲市二十歳のつどいとするという形の中で、開催時期は成人の日の前日、現行どおりといたします。

成人式を二十歳のつどいとする主な理由といたしましては、現在本市を含め全国各地で開催されている成人式は、実施義務や開催要綱などを規定する法令等はなく、各自治体の判断により式を実施することができます。

また、対象年齢を18歳からとした場合、令和4年度は平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた3年で3学年の方が成人を迎えることになり対象者が増加した場合の運営が困難となります。

そして、18歳で実施する場合、対象者が大学受験や就職など進路選択の時期と重なり本人の負担が非常に大きいこと、さらに家族の経済的な負担も増えるとともに式典への参加が難しくなることが見込まれます。

また、内閣府が平成30年12月に実施した成年年齢引下げに関する世論調査では71.9%の若者が20歳の二十歳の式が望ましいというふうに回答しております。

以上のことを踏まえ、成年年齢引下げ以降も20歳は飲酒など全ての年齢制限がなくなることから、改めて責任ある大人としての自覚や社会参加を促す機会として式の対象として20歳が適齢であると考えられることから、令和4年度、2022年度以降の成人式は尾鷲市二十歳のつどいとして実施してまいります。

今後市広報やホームページ、等で周知してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長　引き続き、とこわか国体のほうも。

○三鬼生涯学習課長　次に、三重とこわか国体関連の予定につきまして、主に新たな部分につきまして御報告させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

まず、オープンウォータースイミングにつきまして、本年7月に予定しておりました国体リハーサル大会を兼ねた三重オープンが新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となったところでございます。

来年度のオープンウォータースイミング三重オープン2021尾鷲の日程につきまして、一般社団法人三重県水泳連盟との協議を踏まえ、来年7月25日日曜日に国体リハーサル大会を兼ね三木里海水浴場において開催されることとなります。

出場者の参加受付は4月から開始される予定となります。

競技種目としましては、これまで同様で御覧のとおりとなります。

なお、国体本大会につきましては、9月8日水曜日となっており、リハーサル大会から本大会まで約1か月半と非常なタイトなスケジュールとなりますが、今後競技団体や地域の方々と準備を進め、県からの方針等を踏まえながら準備を進めてまいりたいと思います。

次に、3ページをお願いします。

デモンストレーションスポーツにつきまして、本市ではウォーキング、クップ、ユニカールの3競技が実施されます。

県全体では20市町において32競技が行われる予定となっており、いよいよ参加受付が開始されます。

ウォーキング大会が3月8日から、クップ大会が2月19日からの受付となります。また、ユニカール大会につきましては、当初4月18日の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を含め競技団体との協議を踏まえまして11月28日に会期が変更となっております。参加受付は9月18日からとなります。

各県を代表するアスリートによる正式競技とは異なり、デモンストレーションスポーツにつきましては、子供から高齢者まで誰もが参加できる競技となっております。ただし、事前の申込みが必要となります。近々、県の国体実行委員会からデモスポ参加申込みガイドが発表される予定となっております。

ぜひとも多くの方に参加いただきたいと思いますので、今後周知等に努めてまいりたいと思います。

以上、教育委員会生涯学習課からの報告でございます。よろしく願いいたします。

○南委員長 報告事項は、特に意見ある方。

○内山委員 国体のところで2点ほど。

デモンストレーション競技で5月9日というところで、いよいよというところになっているんですが、コロナ対策も考慮した上で今の担当している人員で足りているのかどうか。そろそろ人員配置が必要ではないのかと思うんですけど、それが1点目と。

これは議会運営にも関わるんですけども、オープンウォーター、正式競技が9月8日というところで9月議会の会期中だと思うんですけど、この辺をどう考えていくのかというところをお聞きします。

○出口教育長　　まず、人員の問題でございますけれども、これから本格的な準備が始まってくるということでございますので、業務量が恐らく相当に膨れ上がってくるんだろうというふうに思います。

それでまた、総務課ともあるいは市長部局とも十分に相談をしながらちょっと考えていきたいというふうに思っております。

それから、議会との関わりでございますけれども、確かにうちのほうも全庁挙げてこの国体に臨みたいということもございますが、その部分につきましては、また、議会とも十分に相談をさせていただいて一緒に考えていただきたいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

○内山委員　　その会期中のこの正式競技について、また、どうするかを決める場を持っていただきたいんですが。

9月8日にオープンウォーターっていう……。

○南委員長　　来年の話ですね。

○内山委員　　また、御検討お願いします。

○三鬼（和）委員　　先ほど令和4年度以降の成人式について説明していただいたんですけど、10月の広報に次年度の成人式についても若干載ってございましたけど、できましたらコロナ禍ですのでこれまでの成人式と来年早々に予定している成人式、違いはどうかというのが1点と。

それから、どこでも体温はかたりとかとする中で、文化会館ということもあろうかと思うんですけど、例えばサーモグラフィーカメラとか、そういった設置とかはどういう対応されるのかということをお説明ください。

○三鬼生涯学習課長　　成人式につきましては、事前申込みという形で対象者の方にはがきを送って、また、市外に転居された方もお問合せをいただいたら御案内状を送付するような形で事前に参加者の方を事前登録するような形で受付を用意しております。

当日の体温の検査とか、自宅で計ってきていただくような周知もしておるところですけれども、当然体制を強化して図っていく、手指消毒を徹底して、また、ソーシャルディスタンスで各1人ずつの席をあけるというふうな対応を含めまして、保護者の方も含めた席を一つずつあけるというふうな形での対応をしていきたいというふうなことも含めて考えております。

また、対象者の方へのはがきの中に本市の今年の成人式のガイドラインというものをホームページのほうで公開させていただいております、そちらのほうを御覧

いただいて事前に対応していただく、体調管理も含めて来ていただくような周知を図っておるといふうなことで今準備を進めております。

- 三鬼（和）委員　　今国とかいろいろ県とか市でも密集とか3密というか、中で成人式という非常に担当課というか教育委員会でも慎重というか、大変だと思って、診療も大変だと思うんですけど、いかんせんみんなが集まるということがあるので受付、例えば看護師さんなり保健婦、福祉保健課等の力も借りるとか、受付段階で。

あと、教育委員会の予算的なものが難しいのであれば総務課とも相談して、サーモグラフィーカメラと言うのかな、将来的に文化会館にも設置しておくというのも一つの考え方か分かりませんが、こういったこと、パンデミックを経験した中では市役所の玄関へ将来的に固定ですということもできるのであろうかということ、こっち側の行政機関のほうと総務とかとも相談して、カメラを2基とか設置してもやぶさかではないと思うんですけど、どうなんですか、その辺は。検討はされていないんですか。

- 三鬼生涯学習課長　　来年度以降の当初予算も含めた今後の対応につきましては、福祉保健課とも今相談をしておるところでございます。

今年に対応の中で委員さんおっしゃっていましたがように受付の対応をスムーズにするというふうなことで、密集・密接を避けるために受付、これまで用意しておいたのは金びょうぶとか花輪の部分は誠に申し訳ないんですけども、今年は設置なくて、動線をつくってなるべく中にスムーズに入っていくようなものであったりとか、あと、検温済んで体温が確認された方にはリストバンドで検温済みですよということが分かるようなものをするなりとか、あと、記念品につきましては、席に事前に置いておくとか、そういう形でできるだけスムーズに入っていくような形、また、退席できるような、そういうふうなソフト面での対応を今検討しております。

- 三鬼（和）委員　　サーモカメラなんか設置はしないんですか。どう。

- 三鬼生涯学習課長　　現時点ではサーモの部分の機械についてはちょっと導入はちょっと予定はしておりません。

- 奥田委員　　確認させてください。

これ、令和4年4月1日から成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられるということだから、令和4年度の成人式から18歳、19歳も混在してということなんですよね。だからこれ、今1月に成人式ですので厳密にいうと令和5年1月の成人式からということではないんですか、そういうことですか。

○三鬼生涯学習課長 令和4年度からですので委員さんおっしゃりましたように令和5年1月の成人式からそうなりますので、その際、3学年が一緒にならないような形にするためにも含めて、これまでどおりの対象年齢を20歳の方として実施をしてみたいというふうなことです。

○奥田委員 そうするとこの令和4年度、令和5年1月のときにも混在するということがちょっと分かりにくいのは令和4年度、だから令和5年1月の成人式以降やと思うんですけど、以降の成人式は尾鷲市二十歳のつどいとして実施いたしますというのはどういうことなんですか。二十歳の人だけ二十歳のつどい、18歳、19歳の方はどうなるのか。成人式参加できないんですか、するんですか、しない、どういうことなんですか、これ。すみません。

○三鬼生涯学習課長 20歳の方を招待するというか、対象とするというふうな形で考えております。

○奥田委員 そうするとその18歳、19歳の方は成人にはなっているけど成人式ということでやらずに二十歳の人だけをあれするということなんですね。そういう……。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 これで教育委員会の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ちょっと休憩します。10分間休憩します。

(休憩 午後 3時13分)

(再開 午後 3時21分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行します。

最後の審査でございますので、御協力をお願いいたします。

それでは、病院の議案第74号の説明をお願いします。

○尾上総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について補正予算書及び予算説明書の内容について御説明いたします。通知させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和2年度尾鷲市病院事業会計の補正予算(第3号)は次に定めるところ

ろによる。

第2条、令和2年度尾鷲市病院事業会計予算（以下予算という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）患者数につきましては、1日平均174人を155人に、年間延べ6万3,373人を5万6,718人に、外来1日平均366人を356人に、年間延べ8万9,055人を8万6,395人にそれぞれ補正するものでございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部として第1款病院事業収益既決予定額44億3,078万6,000円から補正予定額9,515万7,000円を減額し合計43億3,562万9,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項医業収益既決予定額37億8,550万8,000円から補正予定額2億9,395万6,000円を減額し合計34億9,155万2,000円とするものでございます。

第2項医業外収益既決予定額6億3,897万4,000円から補正予定額1億9,879万9,000円を増額し合計8億3,777万3,000円とするものでございます。

次に、支出の部でございます。

第1款病院事業費用既決予定額42億5,816万8,000円から補正予定額1億4,401万5,000円を減額し合計41億1,415万3,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、第1項医業費用既決予定額40億9,151万9,000円から補正予定額1億3,823万4,000円を減額し合計39億5,328万5,000円とするものでございます。

第2項医業外費用既決予定額1億5,264万9,000円から補正予定額578万1,000円を減額し合計1億4,686万8,000円とするものでございます。

第4条予算、第4条本文（各注）資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億4,416万4,000円は、一時借入金で措置するものとするを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,422万9,000円は、一時借入金で措置するものとするに改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部として第1款資本的収入既決予定額3億8,692万円から補正予定額120万円を増額し合計3億8,812万円とするものでございます。

第1項企業債既決予定額1億7,100万円から補正予定額120万円を増額し

合計 1 億 7, 2 2 0 万円とするものでございます。

支出の部として第 1 款資本的支出額既決予定額 5 億 3, 1 0 8 万 4, 0 0 0 円から補正予定額 1 2 6 万 5, 0 0 0 円を増額し合計 5 億 3, 2 3 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

第 1 項建設改良費既決予定額 1 億 9, 3 5 7 万 4, 0 0 0 円から補正予定額 1 2 6 万 5, 0 0 0 円を増額し合計 1 億 9, 4 8 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

第 5 条予算、第 5 条債務負担行為を次のとおり補正します。

これにつきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

追加として、事項プロパンガス購入費、期間令和 3 年度、限度額 2 2 7 万 4, 0 0 0 円、事項土地等賃借、期間令和 3 年度、限度額 1, 6 0 3 万 3, 0 0 0 円、事項新生児用寝具賃借、期間、令和 3 年度限度額 2 2 1 万 6, 0 0 0 円、事項……。

○南委員長 病院事務長、細かく読んでもええかな。

○尾上総合病院事務長 よろしいでしょうか。すみません。

○南委員長 特に今年度と特に数字的に変わっておるところというのはあるの。そこら辺の説明だけしていただければ。

○尾上総合病院事務長 分かりました。

それでは、債務負担行為額の中段、材料と一括調達業務及び物品管理システム運營業務委託料につきましては、期間、令和 3 年度から令和 5 年度までで限度額が 2, 9 3 7 万円でございます。これにつきましては、これまで使っておりましたシステムが老朽化し OS 等が使えなくなりましたので、今回システムの初期導入費とあと、運用費、保守費を含めたもので計上しております。

それから、下から 2 段目の e ラーニングシステム使用料につきましては、現状のコロナ禍における医療従事者のスキルアップのために出張等で現地に行かなくても画面で何度でも視聴し勉強ができるというものを導入しようとしております。このシステムにつきましては、各項目にテストがありまして、それぞれどの程度習得できたか確認できるものとなっております。期間は令和 3 年度で、限度額は 1 1 3 万 2, 0 0 0 円でございます。

債務負担行為については以上でございます。

次に、3 ページを御覧ください。

第 6 条、予算第 6 条企業債を次のように改める。

医療機器整備事業の補正前の限度額 1 億 5,270 万円を補正後の限度額 1 億 5,390 万円にするものでございます。

第 7 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改めます。

(1) 職員給与費の既決予定額 23 億 5,001 万 9,000 円から補正予定額 6,594 万 7,000 円を減額し合計 22 億 8,407 万 2,000 円とするものでございます。

第 8 条、予算第 11 条に定めた棚卸資産の購入限度額 8 億 2,756 万 2,000 円を 7 億 6,372 万 3,000 円に改めます。

次に、4 ページを御覧ください。

令和 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）説明書でございます。

款項につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入の部、1 項医業収益、1 目入院収益、1 節入院収益 2 億 5,968 万円の減額はコロナウイルス感染症の影響で入院患者数の減によるものでございます。

2 目外来収益、1 節外来収益 2,811 万 1,000 円の減額は、入院と同じくコロナウイルス感染症の影響で外来患者の減によるものでございます。

内容につきましては、後ほど資料で御説明いたします。

4 目その他医業収益、1 節室料差額収益 453 万円の減額は、入院患者減による個室使用料減及び 3 節その他医業収益 163 万 5,000 円の減額は、文書料等の減によるものでございます。

2 項医業外収益、2 目補助金、2 節国県補助金 1 億 9,879 万 9,000 円の増額は新型コロナウイルス感染症対策事業補助金によるものでございます。

内容につきましては、これも後ほど資料で御説明いたします。

次に、支出の部、1 項医業費用、1 目給与費 6,499 万 2,000 円の減額のうち、1 節給料 3,117 万 5,000 円の減額、2 節手当 2,546 万 6,000 円の減額及び 3 節法定福利費 835 万 1,000 円の減額は当初で見込んでいた職員が確保できなかったこと、育児休暇職員が増えたこと及び給与条例改正による期末勤勉手当の減によるものでございます。

2 目材料費 5,210 万 1,000 円の減額のうち、1 節薬品費 3,637 万 6,000 円の減額は、入院患者数の減によるものでございます。

2 節診療材料費 1,564 万 8,000 円の減額は、入院患者数の減及び外来患者数の減によるものでございます。

3 節給食材料費 3 9 万 8, 0 0 0 円の減額は、入院患者数の減により経腸栄養材料購入費の減によるものでございます。

4 節医療消防備品費 3 2 万 1, 0 0 0 円の増額は、被曝線量を低減するため、防護眼鏡 8 個を購入するものでございます。

3 目経費 1, 9 2 3 万 3, 0 0 0 円の減額のうち、7 節光熱水費 2 1 8 万円の減額は電気使用量の減によるものでございます。

8 節燃料費 7 9 4 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては、重油使用料の減によるものでございます。

1 5 節委託料 9 1 2 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、入院患者減により給食業務委託費及び給食材料委託費等の減額によるものでございます。

1 6 節臨床検査委託料 1 0 7 万円の減額は入院患者数の減、外来患者数の減による外部検査委託料の減によるものでございます。

2 0 節負担金 1 6 0 万 5, 0 0 0 円の増額のうち 1 7 0 万 3, 0 0 0 円は、市が取得する尾鷲総合病院正面玄関の土地に対する病院会計の負担金によるものでございます。

2 2 節手数料 5 2 万 1, 0 0 0 円の減額は、患者の減による画像診断手数料によるものでございます。

6 目研究研修費 1 9 0 万 8, 0 0 0 円の減額のうち 3 節旅費交通費 4 1 万 3, 0 0 0 円の減額及び 4 節研究雑費 1 4 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、コロナウイルス感染症の影響で県外への出張等の取りやめによるものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

2 項医業外費用 5 7 8 万 1, 0 0 0 円の減額のうち 4 目雑支出、1 節雑支出 5 5 9 万 1, 0 0 0 円の減額は、材料購入費の減等によるものでございます。

5 目消費税及び地方消費税、1 節消費税及び地方消費税 1 9 万円の減額は、再計算によるものでございます。

次に、(2) 資本的収入及び支出のうち収入の部、1 項企業債、1 目企業債 1 2 0 万円の増額は、血圧脈波検査装置の更新に伴う医療機器整備事業債の増によるものでございます。

次に、支出の部、1 項建設改良費、1 目資産購入費、1 節機械備品購入費 1 2 6 万 5, 0 0 0 円の増額は、血圧脈派検査装置の更新によるものでございます。

次に、6 ページを御覧ください。

補正後の令和 2 年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュフロー計算書でございま

す。これは令和2年度1年間の現金の増減を表したものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

下段の今年度末の資金残高は3,530万6,000円となる見込みでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

令和2年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

11ページ、下から3段目の当年度純利益は第2号補正予算の1億7,011万7,000円から4,924万9,000円を増額し2億1,936万6,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、12ページを御覧ください。

この12ページから14ページは尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び15ページから16ページに注記を記載しております。

以上が令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）及び予算説明書の説明でございます。

引き続き、この後、病院総務課長より資料の説明をさせます。

○徳井総合病院総務課長　それでは、引き続き行政常任委員会資料について御説明させていただきます。通知いたします。

1ページ目を御覧ください。

上段の表が入院収益、下段が外来収益であります。いずれも各科別ごとに第2号補正年間見込額から8月から12月までの実績及び見込みに基づき、患者数、診療単価を加味し年間見込額としております。

まず、入院収益では主なものといたしまして、上から1段目、内科が第2号補正、1日平均患者数79.3人から68.5人、10.8名の減。第2号補正年間見込額9億8,628万4,000円から8億2,333万2,000円、1億6,295万2,000円の減でございます。

上段2段目、外科が第2号補正、1日平均患者数25.8名から20.4名、5.4名の減、第2号補正年間見込額3億8,465万6,000円から3億3,173万4,000円、5,292万2,000円の減でございます。

上段3段目、整形外科が第2号補正、1日平均患者数26名から24.3名、1.7名の減、第2号補正年間見込額4億1,420万1,000円から3億7,684万7,000円、3,735万4,000円の減となっております。

下段２段目、一般病棟計１９９床、第２号補正、１日平均患者数１３６．５名から１１８．６名、１７．９名の減、第２号補正年間見込額１９億１，２８６万２，０００円から１６億５，５４２万８，０００円、２億５，７４３万４，０００円の減となっております。

下段１段目、地域包括ケア病棟、第２号補正、１日平均患者数３７名から３６．８名、０．２名の減、第２号補正、年間見込額４億１，７９８万円から４億１，５７３万４，０００円、２２４万６，０００円の減となっております。

一般病棟１９９床、地域包括ケア病棟５６床、合計２５５床、合計で第２号補正、１日平均患者数１７３．５名から１５５．４名、１８．１名の減、第２号補正、年間見込額２３億３，０８４万２，０００円から２０億７，１１６万２，０００円、２億５，９６８万円の減となっております。

続きまして、下段外来収益の主なものにつきましては……。

- 南委員長　　総務課長、細かい説明は見たら分かりますのでコロナウイルスのほうへ行ってもらえますか。
- 徳井総合病院総務課長　　分かりました。
- 南委員長　　分かります。数字はしっかり書いています。
- 徳井総合病院総務課長　　すみません。
- 南委員長　　お願いします。
- 徳井総合病院総務課長　　それでは、２ページ目を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業医療分の内容でございます。

補助金のメニューといたしまして、１、事業名、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業でございます。

内容はインフルエンザ流行期における発熱した救急患者等の増加が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症が疑われる救急患者等の診察を行う二次救急医療機関等の感染拡大防止対策等に対する補助金でございます。

収入といたしましては病院事業収益で医業外収益補助金、国の補助金として２，２００万でございます。

支出といたしましては、給与費、報酬費、会計年度任用職員１１３万１，０００円は、会計年度任用職員２名採用分でございます。

二つ目の事業名といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業でございます。

内容は新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関施設整備に対する補助金でございます。

収入といたしましては病院事業収益、医業外収益、補助金、県補助金といたしまして491万4,000円でございます。

支出は病院事業費用、材料費、診療材料費491万4,000円は、これは個人防護服購入費でございます。

三つ目といたしまして、事業名、帰国者・接触者外来等施設整備事業でございます。

内容といたしましては、帰国者・接触者外来等施設整備事業に対する補助金でございます。

収入といたしましては、病院事業収益、医業外収益、補助金、県補助金といたしまして70万6,000円でございます。

支出といたしましては病院事業費用、材料費、診療材料費70万6,000円は、個人防護服購入費でございます。

四つ目の事業といたしまして新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業でございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者専用の病床が空床になった場合に、空床確保に要する費用及び隔離するために休床に要する費用のための補助金でございます。

収入といたしましては、病院事業収益、医業外収益、補助金、県補助金1億7,117万9,000円でございます。

対象事業は新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の受入れ病床の確保に係る空床及び休床に対する減収補填分でございます。

以上が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の内容でございます。

第3回補正予算の資料の説明は以上でございます。

○南委員長 病院の補正予算の説明以上でございます。

御質疑のある方。

○三鬼（孝）委員 審議する前に。

事務長、4条予算で企業債の借入れ120万あるけれども、これ、企業債の明細書がついておらんのはどういうことや。

○南委員長 ちょっと、何ページですか。何ページ。

○尾上総合病院事務長 すみません、三鬼委員。病院事業会計のほうはすみませ

ん、以前から明細のほうつけていなかった、申し訳ないです。

○三鬼（孝）委員 いや、実際に企業債発行するんやろう。そうしたら明細つけないあかんや。

○尾上総合病院事務長 すみません、三鬼委員。先ほども御説明したように2号補正等にもその明細書をつけていませんでした。今の御指摘のほうで今後どうさせていただきます、つけていくということであれば、すみません当然につけるべきものなのですが、どうですか。

○南委員長 よろしく添付するようお願いいたします。

○濱中委員 4ページ、補正予算の説明書の中にある経費の負担金の考え方なんですけれども、政策調整のときに事業内容は伺いましたのでそれは分かるんですけれども、ここに土地取得に伴う負担金というふうになっています。

政策調整のほうでもそういうふうな説明を受けたんですけれども、土地取得となると固定資産所得で4条予算というふうにするのかなと思うんですね。

そうじゃなくて病院も使うからという利用に対するためのものやったらもっとちょっと疑問が出まして、この間説明で病院の建っている土地自体が市の土地であるという説明を受けましたし、病院自体が建っていることに対して利用料を払っているような形跡はないので、これの土地取得に伴う付帯金という考え方がちょっと理解がしにくいんですね。それこそ一般会計で全部買っておいてよかった話ではないのかなと。病院がわざわざこの負担という形で払う形はどうなのかな。

土地を買うためのお金なら、4条予算の固定資産で固定資産台帳のプラスになるのかなと。その辺りがちょっと何に対してということがちょっと理解しにくいので御説明お願いできますか。

○尾上総合病院事務長 今回の濱中委員の御指摘なんですけれども、今回この負担金106万5,000円、土地取得に伴う部分につきましては、一般会計側、本庁側が高速バス等の利便性の兼ね合いからロータリーを整備するとなったときに病院前の現行のロータリーのところ辺りということで事業計画の申出がありまして、実は今回この負担するに当たりましては、今現在病院がロータリーとして使っている一部分に個人の方の土地を賃貸借して借りている部分があります。もう相当長い年数なんですけれども、今回そのロータリーを整備するに当たりまして、これまでの賃借料が今後も続くこととの費用対効果と言いますか、あと、患者さんの利便性とか考えたときに病院事業会計側からもその応分の負担ということで負担金という形でこの計上させていただいたものでございます。

○濱中委員 いや、ちょっと理解し難いなと思うんですよね。

市が取得するわけですよね、市のものになるわけですよね。

病院が市から借りるわけではないですよね。なのになぜ病院がこれを負担しなければならなかったのかということとその利用料として、将来分も一括でこれを利用料としてここで負担するんですよということなら分かるけど、土地取得となれば4条予算ではないのが、その会計法上こういうの載せ方でいいのかなというところです。

○尾上総合病院事務長 すみません、ちょっと勘違い。今回のこの負担金は一般会計側がロータリーを整備するために土地を取得します。その取得する段階で病院側もその取得するための費用の一部を負担金として捻出するもので、病院のものとするわけではなくて一般会計側がそのロータリーを整備するための土地の取得代としての負担金でございます。

ですから3条予算のほうで、それから、資産台帳に計上するものではないので3条予算のほうで計上しております。

○濱中委員 ちょっとまだよく、企業会計法どうかなというふうに思ったので聞かせてもらったんです。それはいいです。

もう一つ、1ページにあるこの患者の予定数なんですけれども、コロナ禍においての影響の人数が減というふうに聞きましたけれども、これはこの12月までの分の積算でやられたのか、3月までも見越して、きっとまだ収まっていないところから考えると1月以降もちょっと苦しいのかなという気はするんですけれども、その1月以降の分は見込まれているのでしょうか。

○尾上総合病院事務長 今回のこの業務の予定量並びに収支に関しましては、あくまでその12月までの実績とある部分もう少しですので予測です。

というのは、コロナ禍の影響が尾鷲総合病院のみならずどの企業もそうだと思うんですが、予測不可能ということで9月のときもそうだったんですが、実績の部分、実績の部分で議会のほうには補正予算としてお示ししております。

○濱中委員 そうしますとこのままコロナの終息が伸びれば伸びるほど3月の時点でもまた減の補正が必要になる可能性はあるという理解でよろしいですか。

○尾上総合病院事務長 医業収益につきましては、濱中委員おっしゃるとおりそうなるのかなということで、予測と言いますか、ざっくりとした予測です。しております。

○小川委員 資料のほうで、資料2の2ページです。

新型コロナウイルス感染症対策補助金についてちょっと、③番のところなんです

けど、これ、新型コロナウイルス感染症重点医療機関となっていますけど、これ、重点医療機関に指定されたんでしょうか。

○高浜総合病院総務課長補佐 名称がこの名称だけで重点医療機関にはなっておりません。

○小川委員 その中で、補助金の積算根拠の中で4万1,000円の掛ける5,300床というのはこれ、どういう意味なんでしょうか。

○尾上総合病院事務長 三重県が蔓延期の体制に入ったところからの積算になります。

○小川委員 この4万1,000円掛ける5,300というの、この5,300というの、どういうことなかなと思つて。

○高浜総合病院総務課長補佐 5,300床と書いてあるのは確保病床とそれによって使えなくなった病床も計算に含めていいと三重県のほうが頑張ってくれましたので、うちの病院が確保することによってほかの一般の入院患者さんにも影響のある部屋も含めてこの計算をさせてもらいました。

○小川委員 これ、いつからいつまでの分で、今後また、これ、増えていくのかどうか。

○高浜総合病院総務課長補佐 いつからいつまでというようになちょっと申し訳ないんですけど、三重県が拡大期から慢性期、フェーズが変わるごとに確保病床の数が変わっております。

それによつての数が変わってきておりますので、これがずっと続くかどうかも分かりません。

○小川委員 これ、今後まだ今拡大していますけど感染症が、この補助金、入院患者が減ってきたらこの補助金というのは増えるわけですか。

○高浜総合病院総務課長補佐 その確保病床と使えなくなった病床次第なんですけど、補助金制度が3月31日まで認めていただければこの額よりもさらに増加はあり得ると思っております。

○小川委員 国の3次補正ですか、あれでまた病院関係中たくさんつけてくれるようですけど、じゃ、これ、増える可能性も大ということですよ。

○高浜総合病院総務課長補佐 これは2次補正の分でして、3次補正で確保病床まで回るかどうか分かりませんが、2次補正で県のほうは3月31日までの分は確保してあるとは聞いてはおりますので、このままいくのではないかと期待はしております。

○野田委員　今回の補正を見させてもらって、4点ほどちょっと確認だけさせていただきます。

一つは患者数が当初予算の見込みからすると1万7,277人という現象があるんですけども、前回決算と同様、医業収益が2億どんだけ減っていますけれども、やっぱりそれに伴う医業費用がやっぱり大きく減っていることによって、当期純利益が2億1,900万という、補正の当初予算よりも710万ぐらい多いんですよ。これは非常に財務上は非常にいいことだと思っています。

その中で、国庫補助金が第2号補正で1億880万という数字があって、このとき前回補正のとき確認したときに約3割程度が支出というか、いろんな費用でいってしまうと、キャッシュ的には言われていたんですけども、今回はこの1億9,879万9,000円という補助金が入ってくる中で675万1,000円ということの支出だけですけども、この程度の何て言うんですか、設備とか消耗品と言うんですか、この程度になるんですか。

○尾上総合病院事務長　その辺につきましては、先ほど資料のほう、課長説明した中の一番右の支出の欄のところに、それで当初予算計上済み経費に充当とか書いてあると思うんですけども、そういうことです。

○野田委員　要はこれだけということやな。

それと、医業収益と医業費用で前年度当初予算を今のところ見込みを超えるというような形ですので、これだけにとってはいいことだと思いますけれども、まず、年末年始の対策について年末年始医療……。

○南委員長　ちょっと、それは待ってください。先にこれいかな。

○野田委員　そうなのもう一つ。

そして四つ目は、コロナ禍の研修費用が減となっている100何十万かな、これについては今回いたし方ない部分があるんですけども、今後のある程度収まった段階での研修費用というか、研修育成、人材育成、看護師さんも含めてそのようなところの計画というのはあるんですか。

○尾上総合病院事務長　まず、先ほどの損益ベースの話なんですけど、こちらが力を込めて説明するものではないんですが、医業収益と医業費用については改善はしておりません。

大きな現象ですので、すみませんが御確認ください。

それと研究研修の旅費等の減につきましては、先ほどの債務負担行為のところでもeラーニングのシステムを導入するというので御説明したんですが、今eラーニ

ングだけではなく出張できない部分については各病院間、各講演の団体等とウェブ会議の中でその研修等を受けておりますので、今後ウイズコロナじゃないんですけども、これまでのような出張による講演会、シンポジウム等だけではなくて、今後ウェブ会議で、ウェブの中でその研修なりをやっていくというような形に変わっていく部分も若干あるのかなど。その中には医師のスキル、看護師のスキル、当然医療従事者全てのスキルを上げていくようなものも現状含まれておりますので、そういう形になっていくというふうなことも想定はしております。

○野田委員　　ちょっと私の言い方というか、表現悪かったと思うんで。

要は何が言いたいかと言うと医業収益と医業費用とそれにプラスアルファの補助金という部分が今回大きく出ていますので、それによって当初予算を維持しているなというような感じが受けましたもので、その補助金というのは普通我々はそういうことはあまり意識せんとやるじゃないですか。

今回こういう状況の中でということと言いたかったものですから、十分分かっています、その点。

以上です。

○三鬼（和）委員　事務長、先ほどの説明の中でこれ、損益計算書も貸借対照表も3月31日まで、年度末までのやつをきちっとしているわけですから、瀨中委員の説明の答弁は不適切ですよ。

これ、おたくらは患者の見込みとかそんなんを現状こういう補正が2度ありましたけど、それを見込んで本年度はこういった形で年度末を迎えるであろうと一旦予測したわけじゃないですか。それを今回補正に出しておるわけですから、これが確定じゃないとか云々と言われると。

先ほどその話の続きの後に、小川委員がまだコロナ関係で補助があるんかどうかというのがありました。それによって、また補填される部分もあろうかと思えますけど、瀨中委員に答えた答弁は私は不適切だと思います。

これ、あなた3月31日まで病院は重々検討した中で出されたんですから、一応この見込みで推移するであろうけど、コロナ禍が定かでないのであれでしょう。また、そういった国、県の補助があつたりしたら入も出も変わるであろうということが正解でしょう。

ちょっと私たち不安な、ちょっと、何て言うの、不安と言うか答弁が、病院がしっかりしてもらわんと困りますよ。

○尾上総合病院事務長　　申し訳ないです。

三鬼委員のおっしゃるとおりで、1月以降は予算どおりの結果を残すべく頑張るつもりでの計上ということで。

それで、補助金のほうにつきましては、補佐が説明したように3月で切れるという話はないんですが、見込みのということで申し訳ないです。御理解ください。

○瀨中委員　すみませんもう一点。債務負担のところで材料と一括調達業務及び物品管理システムの運營業務委託の説明で、システムの老朽によりと言われたんですよ。

この材料と一括調達って、最近採用、数年前に採用されたんですよね。それでも老朽と言われると大体どれぐらいのサイクルで変わっていくもんなんですか。

○高浜総合病院総務課長補佐　システムのほうは今回の業務委託に入っていないくて、ずっと前の業務委託のときのシステムを買い取ったというか、引き取ってそのまま自前で使っておりました。

そのシステムが保守もできない状況になりましたんで、今度の一括調達委託のときにシステムを込みで委託をしてくださいということで今回このような業務委託の計上させてもらいました。

○南委員長　他に……。

○奥田委員　1点だけすみません。冒頭やったかな。瀨中委員が質問された件の関連なんですけど。

負担金がありましたでしょう、土地取得に伴う負担金。これが所有権が病院になるわけじゃないもので、4条予算で資本的支出じゃないと、それは分かるんです。

ただ、これが医業費用なのかという、医業費用なんかな、これ。医業外じゃないんやね、これ。

○高浜総合病院総務課長補佐　そもそもの目的は今賃借しております、この土地の一部を賃借しております。ロータリーということで。今後その賃借を続けるのであれば市もその公共交通のバスの停留所で動かしたいのでということで、利害関係が一致しましたので、この土地を買い取りたいと。市が買い取りたいのでと言うて、病院もそこを使わせてもらうということで、今後賃貸借と言うよりは相応の負担をとということで折半なんですけど、負担を考えさせてもらったわけで、今医業費用で賃貸借していますので申し訳ないんですがこの科目で上げさせてもらったんですけど、もし訂正あれば。

(発言する者あり)

○高浜総合病院総務課長補佐　そうですね、我々としては今は医業費用で賃貸借

しているのです。その負担金としてこの医業費用のほうに計上させていただきました。

○南委員長　これは市が持つべきやのう、丸っと。本当に。

○奥田委員　本当はこれ、市がこんな負担金なくてもいいです。一緒のことやもんね、どうせ。どうせ繰り出していく……。こんなややこしいことをせんでもええと僕は思うんですけど。

ただ、今の話を言うと、今まで賃貸しているから、それは賃貸料は分かりますよ、医業費用で。でもこれはやっぱり買うことに対するその所有権を一般会計が持つということでしょう。一般会計が持つことに対する、それに対する負担ということやもんで、性格が全然違うやないですか。賃貸料とやっぱり違うでしょう。というような気が僕はするんですけど、厳密に言うとこれ、やっぱりどうなんやろうな、これ、ちょっと難しいところやけれども、これ、ずーっと賃貸借続いているもんやで賃貸借ということで医業用費用ということやけど、本来なら僕は性格的にはこれ、医業外かなという気はするんやけどね。まあいいです、それは。

○尾上総合病院事務長　いいですか。すみません。御理解ください。申し訳ないです。

○奥田委員　それで、もう一点ある。その金額なんですけど、これ、政策調整課の説明だと340万6,000円やもんで、その半分の170万3,000円を病院に負担してもらうんやということやったけど、これ、予算上160万5,000円になっている。その9万8,000円の違いです、それ、ちょっと教えてもらえませんか。

○高浜総合病院総務課長補佐　9万8,000円は、この土地取得の負担ではなく、別の項目で補正減の部分がありましたので相殺してこれだけの額になっております。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、その他の報告を求めます。

○尾上総合病院事務長　それでは、報告事項のほうに入らせていただきます。

まず、資料の先ほど課長が説明した資料の続きなんですが、資料の3ページ、資料の3のほうを御覧ください。

令和2年度尾鷲総合病院運営懇話会についてでございます。

○南委員長　ちょっと待ってくれる。その前にリニアックの進捗状況のほうから聞いておきたいと思います。

○尾上総合病院事務長　了解しました。分かりました。

リニアック更新事業のほうから御説明させていただきます。

本リニアック更新事業につきましては11月2日、すみません資料はないんですが、ちょっと読ませていただきます。

リニアック更新事業につきましては、11月2日月曜日にリニアック更新事業に係る公告を行いました。

次に、11月20日リニアック更新事業のプロポーザル業者の締切りを11月20日に行いました。

本プロポーザルへの参加から11月27日にプロポーザルを病院内において実施しております。

プロポーザルには2社の業者が申出をしていただきまして、現在その第1契約候補者と交渉中、交渉を続けているところでございます。

リニアック更新事業についての御報告につきましては以上でございます。

○南委員長　これでよろしいですか。

もしあったら。

(「これについての質問」と呼ぶ者あり)

○野田委員　プロポーザルということに2社ということで、その厳正な交渉、ネゴシエーションをしてもらわんと、やっぱり営業ですので、営業と言うか、その機種を入れることなもんで、そこら辺は十分力強くやってもらいたいという希望だけ、要望と言うんですか、ひとつよろしく願いますので。

○尾上総合病院事務長　野田委員さんおっしゃっていただいたとおり病院としても責任を持って交渉していきます。また、よろしく願います。

○南委員長　電カルのほうはどうか。

○高浜総合病院総務課長補佐　それでは、電子カルテ更新事業について御説明します。

また、すみません資料ないんですが、同様に10月12日に本電子カルテ更新事業について公告を行っております。

同10月22日締切りで2社応募がありました。

10月27日にまず、1次選考として操作、実演等の観点から1次審査をやっております。

次に、11月13日に1次選考のほかに2次選考、ここでプロポーザルを開催しております。

11月25日にプロポーザルの結果をもちまして業者決定しておるというふうな

段取りでございます。

このプロポーザルにつきましても、2社応札あったことはお伝えしました。2社ありました。

以上でございます。

○南委員長 この電カルについては全メーカーがまた同じメーカーでやるということなんですか。電子カルテ、NECやとか何かあったと思うんですけど、それだけ。

○尾上総合病院事務長 プロポーザルには2社、現行の電子カルテの業者、富士通関係の会社ともう一社は新たな会社でソフトウェア・サービスという会社がプロポーザルに参加していただきました。

11月25日に決定通知を送った業者につきましては、現行の業者じゃないほうが選考されております。

○三鬼（和）委員 現行じゃない業者ということは、業者は分かるんですけど、そのソフトについては今まで富士通系でやんけど、新しい業者のソフトと言うんか、それはどこなんですか。

○尾上総合病院事務長 自社開発、言うたら病院電子カルテに特化した会社です。自社開発のものでございます。

○三鬼（和）委員 多目的でソフト開発しておるのの汎用で尾鷲版をつくってもらうよりか、自社で尾鷲オリジナルのをつくっていただける、それは共通ということか。

○尾上総合病院事務長 共通でございます。

相当数実績もありまして、本当に基本ベースのもので十分にこなせるということで選考させていただきました。

○三鬼（和）委員 最初に納入するときには医師の関係、三重大系の医師が多いということでNEC系に決まっていたという、そういったのが選考がそうなんかなというような話もあったんですけど、これはメーカー変えることによってあれですか、三重大とかそういったところとは大丈夫なんですか。医師のほうは。医師の……。

○尾上総合病院事務長 その部分のその危惧もありまして、1次選考ではまず、その現場で直接的に電子カルテを触る者に選考していただきました。その次に、その上の責任を持った各部署の人間が選考して、2段階での現場、上の者というような形で先行しておりますので、心配の部分については相当解消していると思っております。

○三鬼（和）委員　確認ですけど、当病院のそういった医師であるとか、専門の組があくまでプロポーザルの審査に当たったと理解して、そういう選定するのに当たったという。

○高浜総合病院総務課長補佐　選考には医師が携わっておりませんが、他病院で医師が使っているはずのソフトが入っています。

○野田委員　当初この電子カルテ、3億どんだけの部分で更新ということでお話を聞かせていただいたときはやはり以前、今使っている部分の更新で使い勝手がいいということを優先的にやったというふうに僕記憶し、今回、その選定をするのにそういう方向性でやるということの一つの条件としてやっていたと思うんですけども、ただ、そのマイナス面は金額的にはそういうディスカウントされないということを知っていました。

もう一つはこの新たに病院、電子カルテに特化したところになりますとその病院の体制的にはまず問題ないということと、あと、金額的には大分交渉ができるのかというところを、こう言っているのかどうか分かりませんが、そういう部分が多分あって、そういう新たな業者のほうの軸足をちょっと置いておるといふことなものです。

（発言する者あり）

○野田委員　分からん。言っている……。そこら辺はどうなんですかということを知りたいだけ。

○高浜総合病院総務課長補佐　操作性に問題ないのかということなんですけど、1次審査は操作性を重視して端末機の操作をした上での選考となっております。ですので、使い勝手は職員が触った結果の審査となっております。

金額重視したのではないということなんですけど、確かに価格点もございました。価格点と操作性とプロポーザルの総合の結果を基に今回の業者を選びました。

さらにプロポーザルの結果の金額から、契約決定までに至る間に金額交渉させていただいて500万ほどの値下げを行っております。

○野田委員　ありがとうございます。

○南委員長　他にございませんか。

○楠委員　今の話で報告事項にはなっているんですけど、やっぱり日にちを見るとこの二つとも資料としてあってもいいんじゃないかと思うんですよ。

細かい話を分かっている人は普通に話、しているんだけど、全然内容分かんないというのは失礼かもしれないけど、三鬼和昭委員みたいに細かいところまで全部、

そういうのはちょっとどうなのかなと思うんですけど、委員会の席で。

○南委員長　　今楠委員さんから、僕も後で言おうかなと思ったんですけども、やはりリニアックにしろ、この電子カルテにしろ、額が大きな3億4,000万、5,000万の話ですので、プロポーザルで選定するとメリット、デメリットがあるんやで、メンテナンス費用も含めて一覧表にまたちょっとつくって提示してもらわんことには、あまりにもちょっと雑過ぎるもんでも、ぜひともまた再提出していただくようお願いします。

プロポーザルということはある程度のやっぱり比較対照したことで確実にこちらのほうが使い勝手がいい、金額的にもメリットがあるということでやっておるんですので、やはり大きな金額の場合、僕もその資料提出を求めなかった僕が悪いんですけど、再度この場で求めさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　じゃ、他にないようですので、じゃ、先ほどの病院懇話会の説明を求めます。

○尾上総合病院事務長　　それでは、先ほど課長が説明しました資料のうち3ページからの資料3のほうを御覧ください。

令和2年度尾鷲総合病院運営懇話会についての資料でございます。

本運営懇話会につきましては、御覧のとおり日時としては令和2年度11月19日木曜日の15時から16時50分にかけて開催しております。

会場につきましては、東病院の外來棟5階講義室でございます。

出席者は委員19人でございます。

4の議題としましては、(1)で尾鷲総合病院の経営状況について、(2)で尾鷲総合病院の新改革プランの見直しについてということで、7ページ以降に添付しております資料を基に事務局のほうから説明を行いました。

この議題等につきまして、委員さんのほうから忌憚のない御意見等をいただいた結果を議事録として3ページから6ページに添付させていただいております。

簡単ですが、細かい開催等につきましては、報告以上でございます。

○南委員長　　懇話会について。

○楠委員　　参考の意見なんで。この懇話会というのは意思決定機関じゃないんで、雑談と言ったら怒られちゃうんだけど、重要なところをしっかり皆で話し合って、

これを受け止めてどういうふうに反映するのか、そこが一番大事だと思うんですけど。

各委員からせつかくいい意見がいっぱい出ているのにさあどうしましょうかと、必要があるとかどうのこうのしているんだけど、その後のステップはどうなっているのか。

○尾上総合病院事務長 楠委員さんのおっしゃるとおり病院からの報告に対して御納得とか、御評価をしていただいたり、当然にいろんな御意見も、それは1市民、1患者としての立場とか、経験からいろんなことを御指摘していただいております。

それらについては楠委員さんのおっしゃるとおり病院のほうで即時反映できるものを検討して、改善できるものについては参考にして病院運営に反映していきたいと思っております。

○楠委員 せつかくですから取り込んでほしいのは一応19日に終わっているんであればもう1か月近くなってくるんで、概要をまとめてこういう取組が必要だろうとか、病院としての改革の一つだとか、そういう最後の取りまとめが本来必要じゃないかと思うんで、ぜひその辺はちょっともう少し頑張ってもらいたいと思います。

○奥田委員 2点ほど確認したいんですけども、懇話会の件で。

5ページのところで一般会計の繰入額はどれぐらいですかということで、令和元年度は4億2,500万であり、改革プランを維持していこうと考えているというようなんですけど、でも、改革プラン見ると4億2,500万どころが5億とか、5億3,000万とか、そうなっているじゃないですか。

それに財政のほうも4億2,500万やったけどある、それに直さなあかんと言って去年12月議会とかで修正してかけたりとかしましたけど、4億2,500万、今後これ、4億2,500万限界やと思うんやけれども、このとおりののか。

もう一つその下のところですね、リニアックの件で今後コロナの影響が続けばさらなる対策を考えていく必要があるということをお答えしていますが、今でも医業収入はもう13%落ちておるわけで、予定より。これ、まだ1月以降どうなるかちょっと不透明なところがあって、これ、来年度以降もこれ、コロナで一旦、これ、入院患者、外来患者減って、これ、すぐ回復するかと、なかなか難しいところがあると思うし。

前々から言うておるようにあの数字自体がかなり過大だと思っておるもので、そ

のとおり僕はかなりの厳しい数字、改革プランに比べて数字になってくると思うんやけれども、やっぱり実際こういうことも考えているということですか。

やっぱりリニアック、ここもうちょっと、もう一回考えたほうがいいんじゃないかなという気がして、思っておるもんで今本当に。病院これ、破綻したら終わりやでね、これ。

○尾上総合病院事務長　　まず、一時借入金のほう、新改革プランの一時借入金のほうに4億2,500万というのは一般会計繰入金ですね。

新改革プランの最終案の収支計画があるんですが、そののところには4億2,500万でということでは記載はさせていただいております。

あと、今奥田委員さんがおっしゃっていただいたこのコロナ禍の影響が続けばさらなる対策というのは当然に尾鷲総合病院に限らず、コロナ禍が発生してから少し前のニュースですとどの病院もやっぱり10%から20%の医業収益の減に陥っているということもありまして、その辺のことを鑑みますとやはり待つだけではなくて経営改善のほうについても新改革プランにいろいろ経営の効率化等も挙げさせていただいているんですが、それらを着実に実行していきながら少しでも経営のほう、ええほうに持っていきたいということ。

○奥田委員　事務長、ちょっと勘違いしていません。繰入金違いますよね、これ。最終案、違いますよ。4億2,500万になっていないんですよ。一般会計のほう直したんやもん、僕が去年9月、12月でしたとき、ちょっとそれ、勘違いと思うんもんで。

これ、4億2,500万になったんやったら、4億2,500万でやらないと。相当これ、新改革プラン、訂正しないと駄目ですよ。リニアックどころじゃないという感じになってくると思うんで。これ、相当狂ってくると思うんで。

それとこの収益のところやけれども、今13%、もしかすると僕は15%は越えて、16、七、八は落ちてくるんじゃないかと思うんで。これ、やっぱりこれ、僕はリニアックどころじゃないですよ、これ、本当。気がするんで本当にこれ、本当、市長おったら再考してくれと言うんやけれども、これ。

病院倒れたら終わりなんですよ、これ。病院倒れたら尾鷲自体が倒れるんですよ、これ、多分。だって、退職金だって払わないかんでしょう、10何億払わなあかん、今の時点で。それはどうやって払うんですか、それ。いろんなことあるし、病院倒れたら終わりなんですよ、尾鷲、尾鷲市が終わりなんですよ、これ。

そこを真剣にちょっと、もう一回、市長に進言してやってくださいよ。

○高浜総合病院総務課長補佐 経営改善のほう、このコロナの状況の経営改善については、今この状況にあって病床稼働率が落ちています。

その稼働率が落ちたことによって、一般病床の看護師を7階の地域包括ケア病棟のほうに増員させまして、そちらが病床の稼働率を上げられるように改善いたしましたので、そこで何とかとは思っております。

○三鬼（和）委員 報告書の中の6ページに紀北町から支援していただくことになり云々と書いて、紀北町の行政担当の方にも入っていただいたほうがいいということで、その答えとして紀北町長に出席の打診をさせていただくと答弁が載っておるんですけど、これはどういうふうな状況なんですか。

○尾上総合病院事務長 この記載につきましては、当時会長の市長が答弁された部分でして、また、今後紀北町のほうといろいろ接触するときには運営懇話会での意見とか要望についてはまた市長のほうからもお話していただけたらと思っております。

○三鬼（和）委員 人の心情と言うのかな、これ、詳しくは見ましたが、懇話会かな、済んだ後にも地元新聞にも記事が載っております、このよく似たことが、具体的にはないですけど載っておりました。

こういったことというのは紀北町の町長さんであるとか、ほかの関係者も既に見ておると思うので、やっぱりタイミングがずれるとこういったことというのはときには不快感を与えたりとかというのになって、もうちょっと早く、ここまで表でもこんな話をされたのであればお話をさせていただくとかとするように病院のほうからも市長にお話すべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

○尾上総合病院事務長 市長のほうにもちょっと至急確認させていただいて、今御心配していただいたように懇話会、終わってから日にちが経っておりますので、もしそういうアクションとか、このことについての解釈をお話ないようであれば急ぎ対応するようにしますので、すみません。

○楠委員 だけ。予算の補正で患者数が相当、延べ人数では減っているんですけど、先ほどのコロナ禍の中の影響もということがあったんですけど、それ以外に私も40代とか、女性の方から言われるのは病院に診察に行くと、名前を呼ばれると家に帰った夕方に私の名前が何科にいたとかというそういううわさが広がり過ぎて、尾鷲総合病院へ行きたくないということで、名前と呼ぶのか、受付番号と呼ぶのかは、その辺、改善していかないと、どんどんどん家に帰ると周りであの人がどこ行くの、何科に行ったとかといううわさばかり言われて行きたくないという声が

結構聞くんですよ。その辺ちょっと、受付のところの改善を少しされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○尾上総合病院事務長 楠委員の御意見もあれなんですけど、何よりも先日なんですけど、同姓同名で誕生日も同じという方が二、三名やったかな、おるといふ報告もあって、その中でどうしても医療ミスを起こしてはなりませんので、どの形が一番、何を呼んでから、その方がどういう個人なのかの確認に一番間違いのないやり方ということも含めて今後、病院長を筆頭にする医療安全委員会とかありますので、その中では検討はさせていただきます。

ただ、今この場で楠さんの言うように番号で言うとかいう話ではなくて、ちょっとお時間をいただきまして、これまでどおりになる可能性もありますが、何しても医療ミス、間違いの起こらないような形での患者サービス、案内をさせていただくということで御理解ください。

○濱中委員 さっきからコロナの影響によるものというのがいろいろ出てきておるんですけども、看護師さんの体制も今7階に上げるとか、そういう話が出ておったんですけども、このコロナの影響があるからと言って、そのDPC制度に対する看護師さんの規定というのが猶予をいただける部分というのがあるのかどうか、そのままであるならば、例えば月平均の残業数の規定もありますけれども、それが平均ではクリアできるけど誰かに偏っておってというようなことになってはしないかというのが心配1点ありますので、今すぐ数字がなくても結構ですんで、後々、きちっとしたその制度のものであるとか、看護師さんの残業の偏りがいいのかとかという辺りの報告をいただければなと思うんです。

もし今分かっていることがあれば。

○尾上総合病院事務長 詳細は担当のほうからさせますが、概略としましては、施設基準のことだと思うんですけども、このコロナ禍といえども、現行、国のほうからそのDPC、ほかのことにつきましても、その運用なり要綱を変えるというふうなお話はありません。

そこでの今おっしゃって……。すみません。ちょっと僕勉強不足みたいで、ある部分もあるということで、ちょっと担当者のほうに説明させます。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 濱中委員さんの御質問なんですけれども、在院日数21日とか、夜間勤務の72時間とか、残業のこととか、いろいろあると思うんですけども、看護管理加算という施設基準はあるんですね。

それで、今のところはコロナ禍で厚生労働省のほうからちょっと基準のほうで緩

いと思います。

- 仲委員　　ただいまの野田委員さんの守秘義務が洩れている、守秘義務が守られていないという発言でしたら、これ、大変なことですよ。これ、どういうことですか。

総合病院の守秘義務が守られていないという発言が確かでしたら、これは問題ありませんか。

- 南委員長　　野田委員、もしあれやったら。

- 野田委員　　問題あるって、普通のそこの看護で、自分がそこで診察を受けるときに、その職員がどうこうじゃなくて、そういう患者さんがそういうことを言われるということは、だから正確じゃないかも分かん。

（「本当は気をつけてもらわなあかんわな」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　　もし何やったら、議会運営委員会開いてもらいますんで、別段。取りあえず場外乱闘ということでまとめたいと思います、これは。

- 仲委員　　でもこれ、大事大変なことですよ。正式なことで総合病院の守秘義務が守られていないと言うんでしたら、これはしっかりと議論せなあかんですよ。問題ですよ、これは。

- 南委員長　　どういった意図で……。

確かに今の楠委員さんから提案あったように、できたら僕らも番号に切り替えてもらうほうが大変、僕なんかもマスクして自分ですけど帽子かぶっておるんですわ。はい、南靖久さーんっと言ってよう呼ばれるとうーんっという話やね。本当にほとんど日赤なんかでも大きな病院は番号制で全てやっていますので、できたらちょっと時間のかかることですがけれども、そのほうがいいと思います、僕も。

- 尾上総合病院事務長　　実は先ほどの部分で、患者さんの声でも番号で呼んでくれたほうが大声で呼ばれなくてもいいんで、自分の名前かどうか分かんのでどうやというのがあったんですけれども、先ほど言いました医療ミスを起こさないための患者の確認等もあるんですが、一方で大きな病院とか行きますと当然に番号ではあるんですけど、そのシステムを実はそっちもいいのかなということで若干調査したんですが、相当高額な機器でして、それらも含めて先ほど楠委員さんにおっしゃったように医療ミスを起こさない患者さんの確認のやり方と含めて、もし番号等で呼ぶんであればこれがどうなのかということも含めて少しお時間をいただいて、病院の中で議論させていただきたいということで御理解ください。

- 南委員長　　検討課題ということでお願いします。

それでは病院の審査……。

(発言する者あり)

○南委員長　　まだあります。

○奥田委員　　ごめんなさい、1点だけすみません。

6 ページのところ、プレハブ。発熱外来の。これ、一般質問でちょっと聞き忘れたんやけれども、出ておるじゃないですか。そのプレハブ設置したのはいつで、今どうなっておるのだけちょっと教えてもらえませんか。

○尾上総合病院事務長　　すみません。お待たせしました。プレハブ、発熱じゃなくて熱発隔離用として準備させていただきました簡易診察室につきましては、12月3日に建物としては完成しております。

○奥田委員　　そうしてどうなっておるんですか。

○尾上総合病院事務長　　現在のところはこのプレハブ、簡易診察室を熱発者の隔離のために利用するそのスタートは、実はずちの病院長と紀北医師会長のほうがインフルエンザ等の同時流行が起こったときにそのクリニック側の安全もありますし、病院の院内の感染リスクもありますので、両者が検討してこの時期からこれを活用しようかというふうな合意に至ったときから簡易診察室を使うと。

それで今現状はインフルエンザ流行はしないんですが、流行期を迎えて窓口を救急に置かせていただいておりますが、そこでもし熱発者、37度5分以上の方が一つの入り口から入っていただき引っかけた場合に検査するかしないのかも含めて問診等を行うのには使わせてはいただいております。

○南委員長　　ちょっとすみません。今の発熱外来の写真を送られていただきましたので参考にさせていただいたら。

○奥田委員　　ちょっとよく分からないんですけど、僕9月に質問したとき、このインフルエンザ流行期に間に合うような形で設置するということで、それで、簡易診察やるんでしょう。これ、医者も常駐じゃないんですか、これは。

○高浜総合病院総務課長補佐　　補足させてもらいます。

夏に奥田委員からの6月議会の一般質問でありましたように発熱者の扱いについてという今後どうしていくのかということで、インフルエンザ流行期に備えて考えてはおると。

そのことについて夏から熱中症患者が多くなって、熱のある方は事前に連絡をとるということでアナウンスはさせてもらいました。その中で、ほかの患者と動線をつつにならないように病院の中でいろいろな部屋をやりくりはしておったんですけど、

これではインフルエンザの流行期に対してとても耐えられんということで一つの動線に対して何らか隔離する場所をつくりたいということで簡易診察室の予算を9月に計上させてもらいました。今回インフルエンザの流行期に合わせて設置いたしまして、入り口を1か所にした後、検温に引っかかった発熱者に対して動線をほかの患者から隔離し、そこで問診等を行うように使っております。

○奥田委員 尾鷲市全体での発熱者を見るという、そこで今コロナのこともあって、インフルエンザあるもので、そこで簡易診察をするんかなと思ったけれども、それ、医師会との話もついていないということはどういうことなの、機能しないとか、稼働はまだ全然していないということですか。その発熱外来としてのその。

○高浜総合病院総務課長補佐 あくまでも予算計上した頃には今私が説明したとおりの使い道でやっていきたいというものを説明させていただきました。これまでずっと。

その中でインフルエンザ流行期に合わせて紀北医師会が発熱の検査を総合病院でやってほしいという依頼があったようです。私どもは聞いておりませんが。

医師会の会議の中でうちの病院長のほうにそういう方向でやっていきたいと。病院長のほうも尾鷲市全体でやっていけるんでしたら尾鷲総合病院内で発熱の検査だけはやってもいいんじゃないかという話で進んでおりますが、それをいつからというときにまだ決まっております。

インフルエンザが完全に流行期に入った頃をめぐるといって院長はそのつもりで動いております。その頃になるとあの簡易診察室を検体採取の場所に利用できるのではないかという話が事務長の説明のとおりでございます。

○奥田委員 いや、そんな認識やったかな。僕が9月議会で聞いたときにその各市やっておるじゃないですか、テント設けたりとかね。

そこでも発熱ある方、そこでPCRもしたりとか、いろんなことをやって、それでやるという、インフルエンザも流行してくるもので、発熱ある人、インフルエンザがコロナか分からんもので、そこでまた、ここですみ分けしていくんやと言うて、診察するんやという話やったけれども、医者はおらん、それで、医師会との尾鷲市全体で取り組むという方向性ない、今の段階で。

そんなんで発熱外来としての機能はできないじゃないですか。そんなだったんですか、最初から。

○高浜総合病院総務課長補佐 ですから、発熱外来というわけではなく、尾鷲総合病院に受診された方の発熱者に対して、ほかの患者と接触しないように動線を分

け隔離したように施設を構築したいという旨でこの簡易診察室というものを設置させていただきました。

○奥田委員 いや、各地そんなことやっていないでしょう。

やっぱりその地域、地域でのやっぱりコロナということがあるもので、やっぱりその院内感染とかいろいろあるでしょう。だから、まずはその地域全体で取り組まないと全然意味がないじゃないですか。やっぱりこの前みたいな民間の病院へ行って、そこがまたいろいろあるじゃないですか。

だから、尾鷲市全体で僕はそういうこともんかなと思っていましたけど、多分市民の方もそうやって思っておるのじゃないですか。

だから、それ、誤解ありますよ、これ、かなり。これ、しっかりこれ、説明してもらわないと。

○高浜総合病院総務課長補佐 ですから、使い道としましては今私が説明したとおりなんですけど、6月に三鬼和昭委員から誰でもPCR受けられるような施設を尾鷲市設けないのかという御質問があつて、尾鷲総合病院1体制では無理だと。三重県、三重県医師会ぐらゐの協力がいただきたいという旨で市長も答弁したと思います。

その中で知事との1対1会談があつて、東紀州にPCRセンターをと知事のほうの発言もありましたけど、結局それは進まずに我々のほうも話は来ておりませんので、我々のほうとしては尾鷲総合病院に受診する患者に発熱患者と分けるという施設で構築したものでございます。

○南委員長 課長補佐、ちょっと今僕もよく分かるんです。尾鷲病院へ来た発熱の方は発熱外来で往診していただくということと、結局、尾鷲病院へ来る患者ってものは町医者の方各委員から熱のある患者を尾鷲病院へ回してきた場合も同じ行動になるんでしょう、これ。これだけ。

○高浜総合病院総務課長補佐 現在のところ発熱があつた方で症状が分からない方は紹介状をいただいております。それをその発熱に対して尾鷲総合病院で検査だけを全ての検査機関として受けていただけないかという依頼が今進んでいるところでございます。

○南委員長 分かりました。

野田委員、最後でお願いします。最後に。

○野田委員 すみません、市民の方から、これ、漠然とした質問かも分かりませんが、年末年始のやっぱりいろんな交流というか、戻ってこられる方もいる

と思いますし、いろんな形で年末年始の今こういう時期ですので病院体制と言うんですか、そういう部分はどうなんかというようなことを聞かれたんですけども、聞かれたというか、対策、対策は万全かという形で聞かれたんですけど、何言いたいかというところを病院のモニターとか、何らかの形でそれだけじゃなくて発信して、いやこういう状態で年末年始はやりませよみたいなことはできないんですか。ちょっと中途半端な質問かも知らんけど。

○高浜総合病院総務課長補佐 尾鷲総合病院は年末年始に関わらず万全な体制で臨んでおります。

年末年始に関しましては人員を増員して待機や出勤を、受付のほうも増員してやっております。それで通常耐えられるようなシフトを組んで万全の体制で勤務を組んでおります。

○野田委員 そういうのを、それは発信という形はどのようにされておるのかなということを、そういうことはあまりしないですか。

○高浜総合病院総務課長補佐 あえて発信はしておりませんが、常に万全な体制で臨んでおります。

○南委員長 議長から発言。

○村田議長 ちょっと、さっき仲さんの話にもあったんですが、これ、総合病院のこの守秘義務が崩れておる、漏れておるといような発言に私は聞き取ったんですけども、これはきちっとしておかないと、このままうやむやに済ますわけにいきませんので、その辺のところは委員長がきちっとお仕切りをいただきたいな。

それともう一つ、病院に。今外来の患者さんもみんな救急外来のところから出入りしていますね。それで、いわゆる透析患者の方々が透析を受けた後で非常に距離が遠いので厳しいんだというような声も聞きますけれども、そういった声は聞かれないですか。

○尾上総合病院事務長 透析患者さん、ほかからも今回救急入り口を一つにするということを周知した段階ではいろんな御意見は伺って、私の耳にも届いております。

○村田議長 実際そういう声が聞こえてきておりますから、その辺も当局に聞こえなくても私のところにも聞いてきておりますので、その辺のところを一遍お調べになって、そういう体制がもし取れるのであれば透析の方ですからかなり体が傷んでおる方なんですから、そういった方にも配慮をするような体制を取ればしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○尾上総合病院事務長　　まずは病院内の感染対策委員会の中では議長、まずは院内感染リスクを軽減する方法として今のやり方がベストかということで動き出したんですが、当然にやっていく中で今の議長の市民の御意見、私も聞いている御意見等も何らかの形で反映できるような形を取れるのであればそれらも含めてまた、感染対策委員会の中で見直しということはなきにしもあらずなんですけれども、始めて今日でちょうど1週間目なんですけど、また、早い段階で現行の状況を見て対応しますので、申し訳ないです。

○三鬼（和）委員　　併せてほかの病院へ行った経験で透析患者の方は入るところはできるだけ病院内に入るところは嚴重なんですけど、透析患者の方、透析終わった後に帰られるときはそこからじゃなくてもいいのではないかと、あちこちに出るところをたくさんつくってしまうと交互にも出て困るんですけど、そういったことは十分ケースバイケースで考えられるのじゃ、ほかの病院も時間が来たら正面、そこからじゃなしに違うところから出たりということはやられておるみたいですので、ちょっと参考に考えてみたらどうですか。

○尾上総合病院事務長　　議長、三鬼委員の御意見も踏まえながら万全の体制をまた考えていきたいと思えます。

○南委員長　　先ほど仲委員さんから、また、議長からも厳しい御指摘がございましたように僕が安易に取り扱ったかなということで深く反省をしております。

先ほどの野田委員さんの尾鷲病院内から秘密が漏れている、いわゆる守秘義務が曖昧やないかというようなものを漏れているというような話がありましたけれども、大変誤解を招く発言でございますので、委員長として削除いたしたいし、改めて野田委員さんから誤解を招く言葉であったとように感じておりますので、どうですか、その点について。

委員会議事録としたら削除をする気持ちなんですけど。

○野田委員　　削除してもらってもよろしいです。

ただ、僕はただ、何と言うんですか、僕が患者でいって、患者さんと話しする中でそういう人がそういうことをプロと言われたことに対してそんなことはないだろうという話はしたものの、そういうふうに認識しておる人がいたもので、あえて僕は言わせてもらったというか、これはこういう公式の場で言うべきことではないんだろうけれども、こういうときしかなかったのかなと思いましたが、ちょっと話をさせてもらったと。

ですから、そこら辺はエビデンスというか、この裏づけのある話じゃないもので

すからね、そこら辺だけ謝罪させていただきますけれども。

○南委員長 分かりました。

○村田議長 じゃ、謝罪を今するという事はありましたけれども、取消しという事ですね。

○南委員長 それでは、取消しをお願いいたします。これで病院の審査を終わります。

長時間ありがとうございました。

5分間休憩します。

(発言する者あり)

○南委員長 そのままいく。すみません、そのままいきます。

それでは、各議案の採決を行いたいと思いますが、採決の前に議員間討論の申出はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 議員間討議を提案される方がいないということで、それでは、そのまま各付託議案の採決を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議案第68号、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

続きまして、議案第69号、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

次に、議案第70号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

議案第71号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について、

可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

議案第72号、令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

次に、議案第73号、令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

議案第74号、令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員であります。

次に、議案第75号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。

挙手全員でございます。

それでは、最後に議案第77号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

付託議案9議案、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

ありがとうございました。特に委員長報告で特にということがありましたら報告させていただきますので、よろしいですか。

(「追加議案は」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　しました。最後の第7条の中で。

長時間にわたってありがとうございました。

(午後 4時52分 閉会)